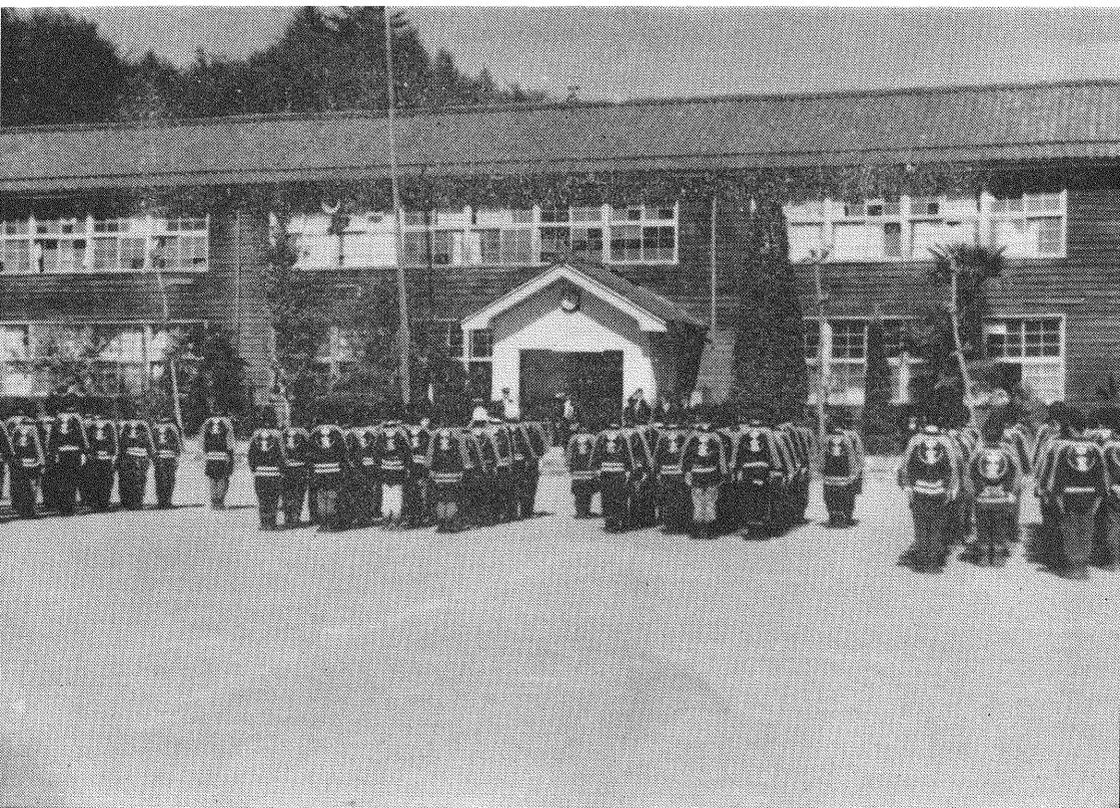


# 第七編 治安と消防

出 初 式





# 第一章 治 安

## 第一節 概 説

近代警察の発生以前、わが国に警察制度と認むべきをみるのは、徳川の開府以後であった。

徳川幕府は、その定めた法度によってこれを執行し、いささかも仮借しなかつた。すなわち大名に対する武家法度または公家衆に対する公家法度あるいは僧徒に対する僧家諸法度、旗本諸士に対する条制がそれであった。しかし庶民に対しては常に高札をもって禁令を示し、これに違反するものは嚴重に処断したのである。

慶安事件、すなわち由井正雪の一件以来は、浪人ならびに邪宗門に対する取締りはいよいよ嚴重になり、その後しばしば令をして盜賊、火災に意を用い、しかも不穩の情勢を告げるにいたつた。ここにおいて寛文中、宗門取調べとともに五人組編成の法を設け、宗門改めは寺院、ならびに町年寄り、名主を以てし、五人組は町場においては家なみに在郷においては最寄りの各五軒を以て一組を構成し、邪宗門ならびに浪人取締り、火災の自衛、他国者の取扱、博奕ばくぎの禁制

などを主要義務とし、それに背くものがあれば、共同の刑罰を組内に加える仕組みであった。要するに五人組は、幕府にとって極めて重要な警備上の最下級単位ともいうことができるのであった。町奉行と五人組は共に江戸時代の最後まで行なわれたのである。警察事項、すなわち盜賊捕亡に関する幕府の最重要職は、大目付、目付とし、町奉行は老中の配下に属し、その下に与力、同心があつて、これに専任し、さらに夜回り、木戸、自身番の制を設け、平時庶民の自衛するところを督した。寛文八（一六六八）年、夜番の町触に

木戸之儀、前々被仰付候通、其町々之儀は、暮六ツ過に木戸を堅め、五ツよりこぐりを打、其後通り候者をば九ツ迄は何方へ通申候哉と承届け、通可申候、又九ツより後に通り候者之儀は、何方へ罷通候哉と聞届け、番次におくり、末々落着所迄、おくり届け申候様に御申付可有候

また同年の覚書に

一、棚に而喧嘩口論不仕、常々商之節御侍衆下々に至迄慮外不作  
法仕問敷候事

一、御奉公人衆御通之節は勿論常々棚に而投足、臍まくり、肌脱、惣而不作法成儀仕間敷候事

一、棚に而御奉公人衆之儀は不及申、在々所々之者たりといふ共喧嘩口論は勿論惣而常々かわりたる儀候は早々大屋方へ可申届之事

とあり、風紀取締りの一面をうかがうこともできるが、寛永中、甲府城主となった柳沢吉保は、これを子孫永領の地とするべく鋭意、甲府の建設精進するとともに条目二七箇条、追加九箇条を発して治国の大本を示し、徒党、博突、喧嘩口論の禁制もまた、詳細をきわめたものであった。

享保九（一七二四）年、柳沢吉保転封後、甲府は再び幕府直轄となつたが同一九年師走の雪の夜、甲府城内に忍び入り御金蔵を破つて大金を盗んだものがあつた。江戸表から勘定奉行、大目付らが入甲して直接捜査に当たり、勤番士、町人数十名を捕え、江戸に送つて禁錮に処して取り調べたが、拷問にたえかねて獄死した者もあり、勤番士は嫌疑晴れると共に扶持召放、闕所処分となり、捜査のかけに泣くもの数知れなかつた。またこの捜査のはじめ懸賞をもつて一般の申告を奨励し、八日町札の辻に小判十枚を貼りつけた高札を立て、行人の目の前に実物をぶら下げて意欲をそそつたと言う。

拷問の歴史は古く、わが国でも上世から行なわれ、戦国時代には車裂、牛裂、鋸引、串刺、断手、断足、生埋、火燵、水責などがあり、徳川幕府もこれを踏襲、四つの拷問法を制定した、笞打、石抱、海老責め、吊し責めがそれであつて、秘密刑法御定書百カ条第八三

条には人殺し、火附、盜賊（享保七（一七二二）年極）闕所破り、謀所謀判（元文五（一七四〇）年極）をもつて、拷問申し付くべき品のこととして規定し、制度としてこれを堂々と行なつた。指紋法、手口法をはじめウソ発見器まで登場する近代捜査科学の発展に徴し、基本的人権確立の今とくらべると嘘みだいな話である。

天保七（一八三六）年八月都留郡八〇余か村の農民が徒党し、蜂起して処々を打毀し、放火狼籍に及び、ついに甲府市内にもなだれ込んだ。すなわち前年来の飢饉は都留郡の農民をどん底に突き落とし、ついに一揆を激発した。大將は下和田村の武七（後に森右衛門）で従うもの数千人、二七日の暁天、まず谷村へ押し寄せ、次に笹子峠を越え、鶴瀬の関を打破り、二二日には熊野堂村奥右衛門宅を襲つて土蔵二戸前を打毀し、二三日甲府へ押寄せたころはその数万におよんだ。緑町質商竹原屋をはじめ呉服、反物、穀物商など十数戸を破壊し、見世、店、居宅も土蔵などをめちやくちやにしたうえ、火を放つた。しかもその火は白洲にうつつてこれを焼き、甲府城からついに発砲した。一揆はさらに巨摩郡に向い、乱暴を働らいた。代官西村貞太郎、山口鉄太郎、井上重左衛門らは手附、手代足輕を出し、また諏訪藩からも人数を出し、漸く止み一七〇余人を召捕つた。同一〇年五月、この事件の罪科を決し、甲府勤番支配永見伊予守は逼塞、代官小沢勘兵、山口鉄太郎、西村貞太郎、井上重左衛門は小普請入り逼塞、または差控え、一揆側では礮四人、死罪九人、遠流三一八人、重追放八人、入墨中追放五人、江戸十里四方追放一人、所払二三人、入墨重敲二人、入墨敲三九人、敲三〇人、手錠六四人、過料百二十九人、そのほか村々の名主らいずれも譴責を

こうむつたと言う。

甲府市にはじめて近代警察の端緒をみるのは、明治六(一八七三)年八月五日であった。すなわち県下一六か所に取締出張所を置いてた。

これよりさき、明治維新成り、廃藩置県直後の四年一〇月、東京府下取り締りのため邏卒三千を置き、五年東京府下の邏卒を司法省に移管、次で司法省に警保寮を新設し、全国警察の事を総覧するとともに大警視以下の官吏を全国に派し府県所属の速亡吏、番人を指揮、監督した。本県では六年三月、県庁庶務課内に取締係を設置し、これによって取締出張所一六か所の新設を決定した。この年、内務省設置、七年一月、警保寮を内務省に移管し、全国警察を管轄するものを内務省とし、東京に警視庁を創設するとともに、府県における警察は知事をして管掌せしめることになった。明治八(一八七五)年一月、県警察掛りを警部とした。この年三月、取締番人を邏卒と改めたが、さらに巡査とし、巡査は一等から四等までに区別し、一二月、県下の取締出張所を警察出張所と改ため四か所として新たに巡査屯所一六か所を置いた。

この時代の巡査召募法は次のとおりであった。すなわち毎月二七日に検査を施行、採用した。

明治九年(一八七六)一月七日——

巡査召募法

一、巡査の職たるや方正、廉直にして軀幹強壯に非らざれば其の任に堪へざるものとす故に左の条件により選考すべし

一、年齢満二十歳より四十五歳まで、但し年齢未滿といえども十

七歳以上にして合格する者は検査の上選考することあるべし

一、強壯にして身の丈五尺以上の者

一、普通読書及び手簡等の贈答に差聞なき者

一、二ヶ年間勤続差支えなき者

一、微毒または病疾伝染病なき者

一、活計向糊口に窮迫せざる者

一、性質温厚耐忍にして酒癖等なき者

一、身許正しく保証人ある者

一、破廉恥及び脏罪を犯せしことなき者

一、天然痘及び種痘済みの者

一、毎月二七の日を検査日とす

一、巡査志願の者は左の書式を照準し願出づべし

——以下略——

明治一〇(一八七七)年二月一四日警察出張所を警察署、巡査屯所を分署と改めると共にその所在地をこれにあてた。八月二七日警察署ならびに分署が増設された、また西河内地方では明治一〇(一八七七)年二月鹹沢警察署が設置され、本町では西島駐在所がいちばん早く明治一八(一八八五)年八月に西島村揚檜に開設され、また切石駐在所は明治三三(一九〇〇)年八月静川村切石に開設され、続いて明治三四(一九〇一)年飯富部長派出所が飯富村に設置され本町と早川町全域を統轄された。また曙駐在所は明治三九(一九〇六)年曙村江尻窪に開設され、原駐在所も明治四三(一九一〇)

年伊沼村に開設されこの地域の警察力が充実し住民の治安の維持が完全に図られるようになった（本町の駐在所の沿革については第一二編官公庁参照）

また草創期の警察は幾変転を告げたが、明治三二年警部補を廃して巡查部長を置き、三年一〇月、はじめて県庁に警察部が置かれ、機構漸く整い、その運営は軌道に乗るにいたつたのである。二四年には郡に警察署を設け、さらに四三年三月警部補特別任用令により、巡查部長のほかに警部補を置いた。その後多少の変化はあつたが、大正一五（一九二六）年七月、地方官制改正により名称、管轄の変更が行なわれ、県下は一四警察署となり、本町は鯉沢警察署の管轄の中でその以後は変化はなく太平洋戦争をも経過した。

この間警察機構には明治三三（一八九〇）年、高等警察が設けられて、政治警察を担当し、刑事警察の充実は刑事課の設置を促がし、昭和三（一九二八）年あわたぶしき思想動乱に処しては特別高等警察が設けられて、思想警察としての活動があり、昭和一二（一九三七）年日華事変をめぐって経済警察が生まれて経済保安を担当し、防空警備のためには警防の各部門が置かれた。

## 第二節 戦後の新制度 による警察

戦争の終結はわが国のあらゆる面に変革を与えたが、警察もまた実に鮮やかなる転身をみた。警察の根本法である警察法は昭和一二

（一九四七）年二月八日成立し、それより九〇日以内において実施することになった。すなわち二〇年二月一日以降、全国一斉に準備期間に入り、新制度による警察実施を予行し、九〇日目に当る昭和二三（一九四八）年三月七日、名実共にこれを実施し、全国定員自治体警察九万五千、国家警察三万、これを本県についてみれば自治体警察二一、国家地方警察一三が誕生するにいたつた。（甲府市政六十年誌）

新警察制が発足した昭和三三年三月七日朝日新聞は次のように報じている。

新警察制度は、本七日午前零時を期していよいよ発足した。二月一日以来一か月の訓練期を経ているので、新制度への切替えもまづ順調とみられている。「国民の自由と尊厳を墮落させた過去の警察国家こそ、今日の『日本の悲劇』である」とマックアースー元帥は警察制度改革への書簡で述べているが、日本の警察はここに七〇有余年にわたる官僚制の歴史を閉じて『民衆による民衆のための警察』として輝やかなしい発足をしたわけだ。官僚の手をはなれ民衆により運営される新警察制度が今後国民の生活と、どう結びつくか。

このように報じ、さらに次の点をあげ新制度に対する説明をしている。

△警察官の職務の限定

新警察制度改革の最も大きな点は、組織の上で今まで官僚警察一

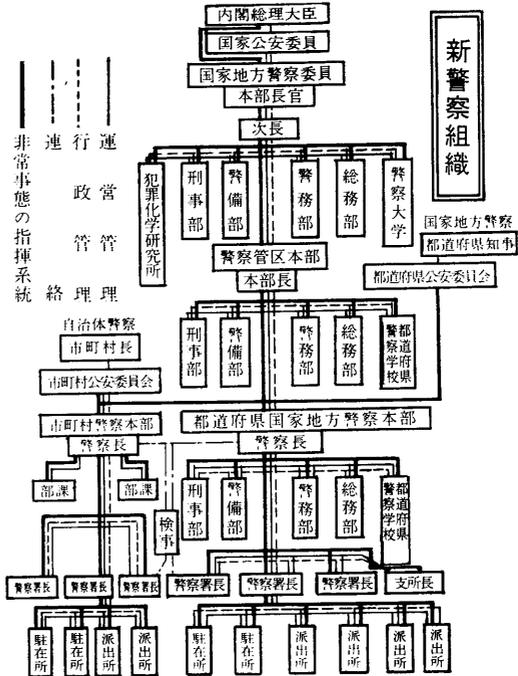
本の警察を、国家警察と千六百十の自治体警察に分離したことと、他の一つは警察官の職務の内容を犯罪の取締防止と交通の取締りの二点に限定したことである。新制度によるこの職務の限定によって今後民衆は刑法上の罪を犯さぬ限り、警察官を恐れる必要がなくなり、一方警察官も今までのように民衆の生活に勝手に立入れなくなった。

△国家地方警察

名のごとく市や町を除いた村々のみ治安確保にあたる。国家地方警察の性格は従来の官僚警察と同じであるが組織の上で違う点は、全国六地区に管区本部が設置され、管下各府県の国家地方警察を運営管理する。注意される点は国家警察は定員三万を越えることはできず、また従来知事の監督下にあった各府県の国家地方警察は、知事の手を離れて管区本部長の指揮下にはいる。民選知事は理論的には公安委員を任命するだけにとどまり知事も、県会議員も自分の県の大半を占める村々の治安の責任者たる警察部長に対して発言権がなくなる。

△自治体警察

定員二万七千人の警視庁を筆頭に、全国の市町村（人口五千人以上）に千六百十の自治体警察が設置される。各自治体署はおのの独立し、双方の権限は同格で国家警察の本部長官も何ら命令できない。そのかわり一切の経費はその町村自体が出さなくてはならぬ。以下略。（朝日新聞より。）



- このような形態の中で警備されてきたがその間、労働者階級の争議行為問題、また、自治体警察が前述のように町村財政に依存していたため、寄付を媒介としてボスがはびこるなどの財政上の問題から同二六年六月、法が改正された。その主な点をあげると。
- (2) 町村について自治体警察返上の途をひらき、返上があった場合には、返上の日における当該自治体警察の警察官の数を、国家地方警察の定員外の警察官としておさうることにしたこと。
  - (5) 国家地方警察と自治体警察との間および自治警察相互の相互援助を強化したこと。(1)、(3)、(4)、(省略)

などがあげられるが、(2)は大きな反響をよび全国で一〇二四団体（残は二九〇）が自治体警察から国家地方警察に編入された。この存置の可否は住民投票によって決したが一般に投票率は低かった。本県の場合一四の自治体警察が廃止になっている。

県政七〇年誌によると、市川大門町で県下はじめての自治体警察署の存廃についての住民投票を行ない廃止と決定した（昭和二六年九月一日）と報じている。

こえて同二八年一月二七日の閣議は、自治体警察と国家地方警察とを統合して府県単位の警察に改編するという警察制度改革の基本方針を決定し、二月国会に警察法案を提出したが、国会解散のため不成立に終り、同二九年六月にいたり成立し同年七月から実施された。この改正法の骨子を次に掲げると。

(1) 自治体警察と国家地方警察との二本立を廃し警察を都道府県警察に一本化する。

(2) 中央に警察庁を設け、その長官に道府県警察の長および警視正以上の警察官の任免権をもたせ、警察長官および都警察の長の任免権は内閣総理大臣がこれをもつことにする。

(4) 警察庁長官には、所掌事務につき都道府県警察を指揮監督する権限を与える。などがあげられるが、この改正については、中央集権化であるとした世論の反対があり、国会審議も政府の思うように運ばず、会期はたびかさねて延長され、ようやくにして陽の目をみた。その後社会問題等幾多の変革があげられるが警察機構についてはこの形態が引き続き現在に受け継がれている。

（参考文件、戦後日本の警察 広中俊雄著）

### 第三節 交通安全対策と警察後援団体

本県の交通事故の発生状況をみると、昭和三四年ころまではゆるやかな上昇を続けていたが、一〇年後の同四五年にいたり急激に増加している。これは国道五二号線の拡幅舗装による通行車輛の激増とスピードアップとあいまって交通事故も比例してふえている。

県の発刊による交通安全対策の概要に「本年にいたつての事故の特質は悲惨な死亡事故の多いことで、その増加率は全国一位という暗い内容である。しかしこの中で小学生の死亡事故は六二〇日以上ゼロと全国一位の記録をみていることは、暗い面にひとつの光明を与えるものであり、おとなたちへの反省を子どもが呼びかけているようでもある。」としながらその対策に懸念である。

県では、三七年九月に「交通安全宣言県」をうち出し、全県民運動として事故絶滅にのりだした。これに呼応して県下のほとんどの町村が「交通安全宣言」をしたのにもない、連絡機関として「交通安全宣言市町村連絡協議会」が設けられた。

まず、共通の問題として、人命を尊重して明かるといふ県土を築きあげるために、

1 道路および交通環境の整備拡充

2 交通安全運動の推進

3 交通秩序の確立

4 被害者救済対策の強化

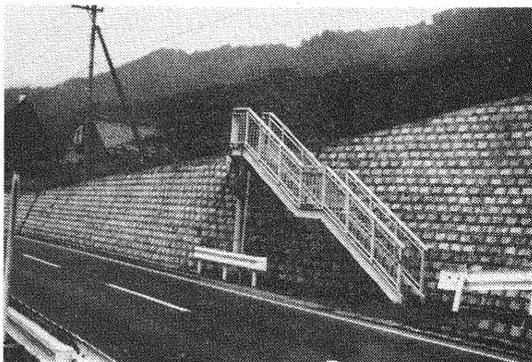
以上の四本の柱を中心に総合的な安全施策を強力にうちだした。

こうして全県的な安全に対する行政的体制が整えられた。しかしこの協議会は、地域相互の関連をもちつつ実情に即応した体制と、自主的活動を図りながら四三年六月発展的に解消した。

反面、三七年一月に県の交通安全施策を推進し、また交通安全に対する必要事項を連絡協議する機関として「県交通安全推進協議会」が設立された。この協議会は県行政としての交通安全に対する施策に関し、効果的成果の実現に寄与するために次の事項を挙げている。

1 ポスター、ステッカー、チラシの作成配布および広報による

2 交通安全協力員制度を設け、そのうち推せん協力員は市町村と密接な連けいを取りながら地域活動にあたる。



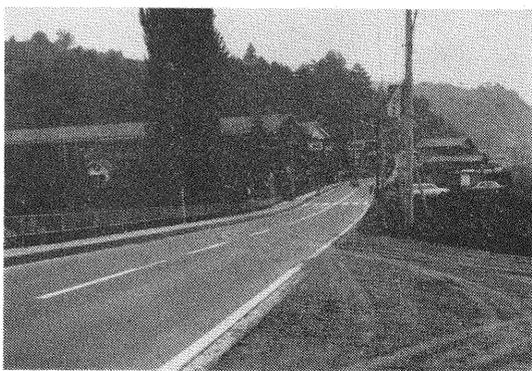
原 小 学 校 入 口

3 自動車を運転する人、また所有者の団体等が安全運転を自覚し、社会に対して宣言する意志を表示するために「交通安全宣言車」である旨のシールを自動車にちよう付する制度。

なお、昭和三八年六月地方自治法の改正により、交通安全の保持は市町村固有の事務として明示された。また、同じ交通問題を扱う機関に交通安全対策本部があげられるが、県の場合、四一年六月、県、警察本部、教育庁の三者が一体となつて、山梨県交通安全対策本部を知事部局に設置し、県政の各分野において、これら施策が強力に推進できうるようにした。

(一) 中富町交通安全対策推進協議会

本町においては、昭和三七年七月二四日の町議会において「中富町交通安全宣言の町」の宣言を決議したのにもない、同四一年七



甲 南 中 学 校 付 近

月中富町交通安全対策本部および中富町交通安全対策推進協議会を設置した。本部規程、協議会々則は次のとおりである。

中富町交通安全対策本部規定

(設置)

第一条 交通安全対策の徹底を期するため、中富町交通安全対策本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 本部は次の事項について企画し、総合調整を行ない、及び推進するものとする。

- 一 交通安全運動に関すること。
- 二 交通安全の調査研究に関すること。
- 三 交通安全教育に関すること。
- 四 交通施設の整備改善に関すること。
- 五 その他交通安全対策に関すること。

(本部長等)

第三条 本部に本部長一名副本部長一名及び部員若干名を置く。

- 2 本部長は町長を、副本部長は助役をもって充てる。
- 3 部員は吏員及び関係行政機関の職員のうちから町長が任命し又は委嘱する。
- 4 本部長は部務を総理する。
- 5 副本部長は本部長を補佐し、本部長不在のときは、その職務を代理する。
- 6 部員は部務をつかさどる。

(事務局)

第四条 本部に関する事務を行なうため総務課庶務係に事務局を置く。

- 2 事務局長及び事務局職員は町長が任命する。
- 3 事務局長は、本部長の命を受け本部に関する事務を掌理する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

国道52号線の完備は本町の交通事情を一変しようとしている。すなわち、道路の改修と自動車の急増にともない事故も比例している。これは運転者および歩行者のモラルの欠除によるものがほとんどで他に施設の不備等の事故も見逃がすことはできない。

このように急増する交通災害に対処するため、県下の町村に先がけ四三年四月専任の交通対策係を設置し、安全確保を図っている。四二年～四五年の四年間の事故状況をみると次のとおりである。

件数	42年	43年	44年	45年
35				
36				
50				
46				

(町対協調)

四五年は件数こそしまわっているものの人身障害は増加している。事故加害者の状況は町外車が発生件数の七四割(四五年)を占めていることは、運転車のモラル低下は勿論今後の研究を待ちたい。また運転者および一般の意志高揚を図り併せ事故絶滅を期すため

第一章 治 安

事故別細分表

事 故 内 訳					
累 別	44年	45年	累 別	44年	45年
追 突	10	10	逸 脱	2	—
衝 突	10	8	歩 行 中	—	2
飛 出	9	3	進路妨害	—	1
そ の 他	8	—	前方不注意	—	4
転 倒	1	2	ドア開放	—	1
横 断 中	2	6	後 退 中	—	1
転 落	5	4			
接 触	2	5			
ひきにげ	1	—	計	50	46

被 害 程 度		町 内 外 別			
死 亡	重 傷	加害者		被害者	
5	14	町内	17	町内	30
3	17	町外	12	町外	30
32	35	計	33	計	43
51	55	計	50	計	47

加 害 者		被 害 者			
普通車	24	普通車	12	7	
原付	16	原付	6	11	
軽四	7	軽四	2	3	
大型	2	大型	—	1	
バス	1	歩行者	15	8	
自転車	—	飛出	—	3	
		乗車	—	7	
		自転車	—	8	
		その他	—	1	
計	50	計	43	47	

—町交対協資料—

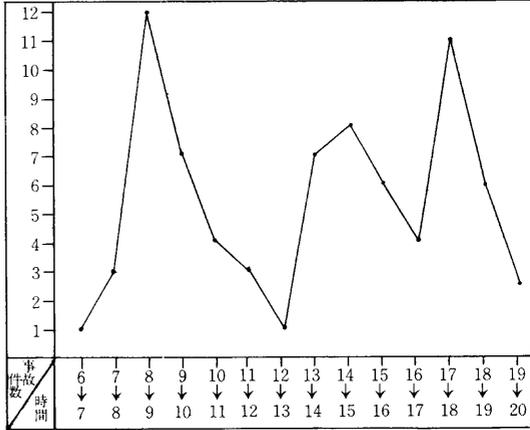
昭和四四年 カープミラー 六基 町内危険か所  
 昭和四五年 // 一五基 //

町ならびに関係者が、毎年一月交通安全祈願祭を実施している。  
 通学児童生徒および一般歩行者の安全を確保するため、町、学校、PTA、交通関係団体の強い働きによって、原地区においては四四年ガードレール、ミニ歩道橋等備えた通学路が完成、西島から切石にかけては、四五年から年次計画で施工され、すでに八百歳が完成利用者から感謝されている。  
 施設整備については、町交対協を中心に安協中富支部等関係団体の協力の中で、危険か所の調査とともにカープミラー設置等事故絶滅の礎を築いている。四六年までの実施ならびに計画は次のとおりである。

昭和四六年 カープミラー 一四基 町内危険か所 (計画)  
 町内での事故発生状況は事故別細分表のとおりであるが、この内容分析した町交対協では今後の対策として次の五点をあげている。  
 一、交通量および交通事故のピーク時が通学、通園時間と一致している。対策 時差通園、通学指導  
 二、地元住民が交通安全に対する意識が低いこと。地域の交通状態に対する認識がない。対策 交通広報等による啓蒙  
 三、町内会等種々の会合を通じて住民へのPR  
 四、交通教室による学童、老人へのPR  
 五、九〇以上の車が指定道路を単に通過するだけ。対策 バイパス等の設置を働きかける。  
 昭和四五年一か年の事故発生状況は次図のとおり。

昭和44年発生事故から

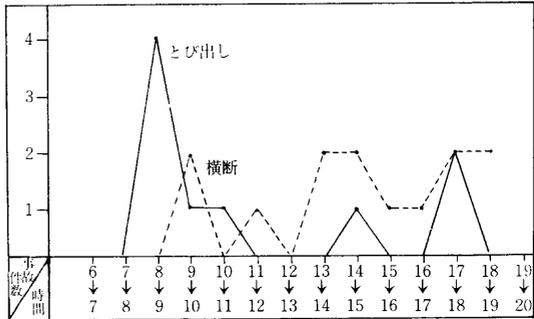
時間帯による事故件数



(二) 鵜沢交通安全協会中富支部

本町における交通安全運動の主体として活躍を続けている鵜沢交通安全協会中富支部は昭和三八年四月従来各警察署単位の支部が発展的に単位交通安全協会に改組され、現在の組織の中で活動している。さかのぼりこの組織の前身をみると、大正一四年山梨交通協会が、交通道德の向上と互護共栄の精神に則り、交通安全を図ることを目的として設立された。

歩行者の事故



一町交対協資料一

その後各警察署管内に支部がおかれることになり、昭和八年六月会則を改め、機構の整備とともに山梨交通安全協会鵜沢支部が発足した。昭和三年九月これまでの官中心としての組織を民主的団体に改編し、さらに会則を改め、名称も山梨交通安全協会となり、したがって「鵜沢交通安全協会」とした。また西島地区には古くから運転者会があり、交通安全に万全をつくしていたが、今は発展的解消して交通安全協会として活やくしている。このように激増する車輛にともない交通安全の中軸としての、活動を続け現在にいたって

いる。こうした経過の中で、町の中心を横断する国道52号線の著しい交通の増加に対処、交通安全運動の指導、施設の改善整備など日夜事故防止に努めている。

次に45年度の支部の主な事業および会則は次のとおりである。  
△町内小学生と母による交通意識調べを実施種々問題点の探究。  
△町道の危険か所の調査に合わせカーブミラーの設置（一三本）  
△運転者の技術向上と交通マナーを高揚するための講習会の開催。

#### 中富町交通安全協会々則

##### 第一章 総 則

###### (名称)

第一条 本支部は鯉沢交通安全協会中富支部と称する。

###### (目的)

第二条 本支部は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための活動を推進することを目的とする。

###### (事業)

第三条 支部は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 交通道徳および安全思想の普及宣伝
- (2) 交通安全に関する諸施設の設置ならびにその維持改善
- (3) 交通安全対策の調査研究及び本会における事業への協力
- (4) その他本支部の目的を達成するために必要な事項

###### (事務局)

第四条 本会は事務局を中富町役場内に置く

###### (会 員)

第五条 本支部は中富町に居住する次にかかざる者をもって会員とする。

- (1) 交通関係団体(2)自動車および原動機付自転車の所有者
- (3) 自動車および同部品の販売業者ならびに同修理業者
- (4) 自転車の販売業者
- (5) 自動車燃料の販売業者
- (6) 運転免許証の所持者
- (7) その他本支部の事業を賛助する者

##### 第二章 役員 員

###### (役員)

第六条 本支部は次の役員を置く

- |         |     |          |     |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 支部長 | 一名  | (2) 副支部長 | 三名  |
| (3) 理事  | 若干名 | (4) 監 事  | 若干名 |

###### (役員の方法)

第七条 役員は次の方法によって選任する。

- (1) 支部長および副支部長は理事の互選によるも別に会員の中から選出することもできる。
- (2) 理事は各分会の分会長、副分会長の職にある者及び本会の理事をもってあてる
- (3) 監事は総会において会員の中から選出する

###### (役員職務)

第八条 支部長は本支部を代表し、会務を総理する。

- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故がある時はその職務を代理する

- (3) 理事は理事会を組織し会務を執行する
- (4) 監事は会計を監査する

(役員任期)

第九条 本支部の役員は名誉職とし、その任期は二年とする。たゞし再任を妨げない。

- (2) 補欠により就任した役員は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は任期満了後といえども後任者が就任するまではその職務を行なうものとする。

(顧問及び相談役)

第一〇条 本支部に顧問及び相談役を置くことができる。

- (2) 顧問及び相談役は理事会の推せんにより支部長が委嘱する。
- (3) 顧問及び相談役は支部長の諮問に応ずるとともに会議に出席して意見を述べることができる。

(書記)

第一一条 本支部に書記を置く。

- (2) 書記は支部長が任免する。
- (3) 書記は支部長の指導監督を受け庶務に従事する。

第三章 会 議

(会議の種類)

第二二条 本会の会議は総会、理事会及び役員会とする。

(招集)

第二三条 総会は毎年一回、その他の会議は必要の都度これを招集する。

- (2) やむを得ない事情があるときは理事会を総会に代えることが

できる。たゞしこの場合の議決事項は必要により会員に通知するものとする。

- (3) 会議は支部長が招集し、その議長となる。

(議決)

第一四条 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。たゞし本会則の変更は出席者の三分二以上の同意を必要とする。

(総会の権限)

第一五条 総会の権限は次のとおりとする。

- (1) 事業計画の議決および事業報告の承認
- (2) 予算の議決および決算の承認
- (3) 会則の改正および変更の議決
- (4) その他本支部の運営上必要と認める事項の審議

第四章 分 会

(分会の組織)

第一六条 本会の事業を円滑に推進し、また末端における組織活動を強化するため会を設ける。

- (2) 分会の名称ならびに組織区域は次のとおりとする。

西島分会、原分会、切石分会、曙分会、

第一七条 分会に次の役員を置く

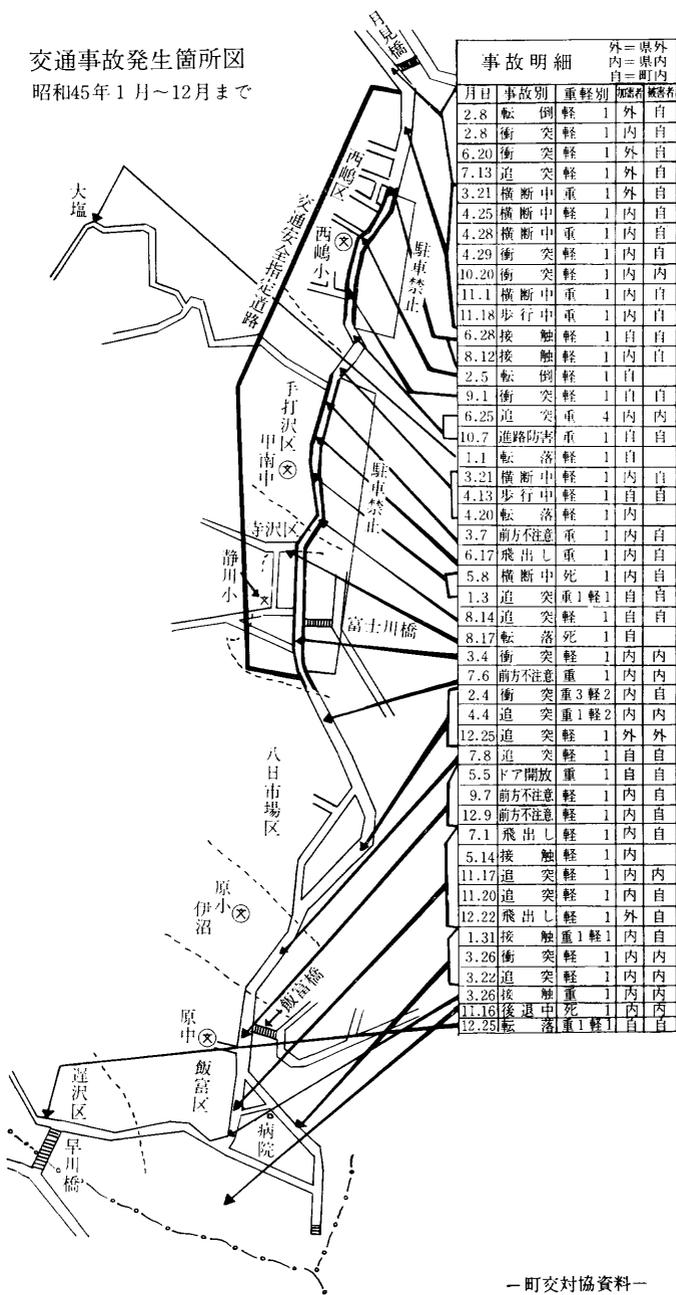
一、分会長 一名 二、副分会長 若干名

- (2) 前項の分会役員は、その分会内の会員中から選任する
- (3) 第一項に規定する分会の役員は本会の役員に選任されることを妨げない





交通事故発生箇所図  
昭和45年1月～12月まで



西島支部(支部長 望月喜男) 二九連絡所  
 参集し設立準備を進め、五月一〇日に管内を一円として鯉沢地方防犯連絡所協会が設立され、各駐在所単位を支部として発足し、活動を開始したのである。今後、警察と地域住民とが有機的な連携によって治安の全きを期するため、単に犯罪の通報だけでなく、明かり地域づくりに一役果たすものである。

切石支部(若林 武) 三二連絡所  
 飯富支部(佐野 勇) 二四連絡所  
 曙 支部(遠藤五良) 一七連絡所  
 以上のように町内に一〇二か所の連絡所が設けられ、四六年二月一七日四支部の合同研修会が開かれ、警察に協力して町内の治安活動に積極的に関与したのである。

## 第二章 消防

## 第一節 消防団の沿革

## (一) 概説

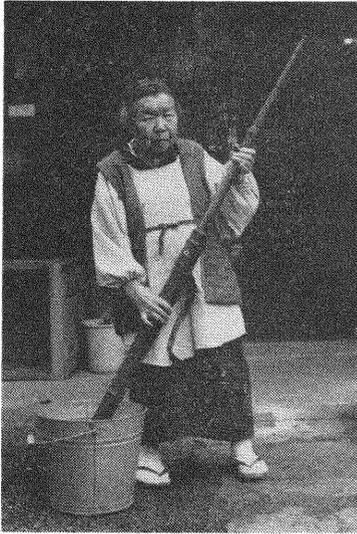
山梨消防の発祥は、甲府の町火消しに発するものでその昔江戸の華といわれる勇み肌を売った江戸町火消しに準じて創始されたのが起源とされている。その当時の消防施設としては都会を守る町火消しのほかに、一般農村には何の施設もなかった。農村には制度はなくても、ただ隣保的の相互扶助から駆け付けて火事場の工作を手助けしたのである。それから町火消しは消防組に変わり、明治二七年勅令を以て消防組規則が發布された。本県においても同年県令として消防組規則施行細則を発令し、公設消防組の制度を創設するに至って、初めて今の公設消防組が誕生した。本県消防の沿革は五期に分けることができる。すなわち第一期は徳川時代の町火消しに準じた消防組発生の原始時代とし、第二期は維新の庶政一新期より公設消防の設置までとし、潜伏時代と名づける。第三期は制度変革時代とし、公設消防の勦髮を行ない、一面、制度を整頓して明治

二七年より大正の初期に及んでいる。第四期は訓練改善時代として大正四年より大正一〇年ころまでをさし、第五期を充実期として区分している。昭和一四年にいたり伝統ある消防組制度が警防団に改組、さらに昭和二年消防組織法の施行により現在の消防に受けつがれている。

## (二) 一 原始時代

町火消しの手によって甲府の消防が行なわれた薦<sup>とよ</sup>消防の時代である。これは江戸の消防制を移植したもので、その組織は江戸幕政の町火消制度に準じて組織されたものであることは言うまでもない。近世江戸の消防制度が、制度として組織されたのは明暦三年の大火以後であると言われている。旧記に江戸城本丸の延焼により明暦四(一六五八)年武家火消として「定火消」制度を設け、始めて四組を置き旗本を以てこれに当たらせ、市街の防火および非常警備を命じ、そのほか大名火消の制度を正徳二(一七一二)年に設置して、府内を五区に分け消防を分担させた。このほか各藩邸には私設消防があつてのおのおの火消役を定めて付近の市中の火事に出動したと言ふ。

江戸の町火消しの制度は、自治消防の起源をなすもので正徳年間



明治初期の消火器  
(荒川四五郎氏蔵)

一町内に三〇人の消防夫をおき、町家の青年が家業を営むかたわら消防に従事する制度をたて「店火消」と称したが、じゆうぶん効果があがらないところから町がかかえの鳶人足を使用することになったもので、消防夫を「鳶」と呼んだのもここに起源している。享保にいたり、大火が幾多発生したため、同四年始めて組合を造り専用の消防夫を置いて、いろは四八組に分けられた町火消しの制度が確立された。本県の消防の起源たる甲府の町火消し制度は、徳川時代江戸制度に準拠したもので、万治三(一六六〇)年甲府町火消し制度が最古の記録と言う。天保年間にいたり甲府の内藤岩吉が、統制ある町火消しを組織することを決意し江戸の町火消しに準じた甲府町火消しを組織した。この時代における消防工作の特徴は、ほとんど破壊火消しであった。器具もほとんど徳川時代発明された「龍吐水」くらいのもので、燃え上る猛火にはまったく用をなさなく、

したがって主力は物の破壊となり、鳶、長鳶の類が唯一の火消器具として用いられた。

### (三) 潜伏時代

明治維新は徳川三百年の封建制度を根底からゆさぶった。武士階級の没落は必然に武家火消したる定火消しの終焉を意味した。こうして消防に当たるものはひとり町火消しのみとなった。しかしこの町火消しも旧幕時代の伝統にもどづき、あるいは旧制を維持するにとどまり、その構成は鳶火消しの域を脱し得なかったのは争えない。

いっぽう文明開化は、しきりに欧米の風を呼び消防についても、消防手段、技術の上に革命的徴候がみられるようになった。

そのひとつのあらわれは、従来町火消しが破壊的消防手段にでたものであったのに対し、しだいに冷却消火に移っていったことである。これは欧米の高度物質文明の移入で科学的機械、器具の製造をうながし、従来の破壊延焼防止作業が利器による水攻法の採用が最も理想的であるとされたからである。町火消しの中心となっていた長鳶にかわるポンプが登場し、冷却消火が消防の第一手段として実用化されるに至った。本県消防も破壊的消防手段が冷却消火に移行した。

明治一一年藤村県令は乙第二〇号消防規則が改定されるにおよび、甲府町火消しは五番組制度に拡張したという。当時の任務としては、火消災防、警備のほか天災非常時には市内の警備、市民の救護、隣接各村出火には延焼防止のため応援出動することなどがあげ

られ、職能も順次現在消防へ進化する片鱗がうかがえる。

また、町火消制度がしだいに農村に移入の傾向がみられ、農村消防組の基が築かれたことなどである。

#### (四) 制度変革時代

幕府時代の消防機関であった武家火消、大名火消しが明治維新とともに亡び、町火消しが都市消防の任務を担当していたことは前述のとおりだが、明治二七年にいたり勅令第一五号をもって消防組規則が發布され、初めて公設消防の誕生をみるにいたったのである。同規則の第一条に「府県知事は職権又は市町村の申請に依り火災の警戒防禦のため消防組を設置することを得」と規定した。公設消防の第一次設置告示に、県下一八市町村があげられているが、その中に本町の西島村が含まれていたのも密集した村落を形成する地域環境からうなずける。明治四五年になって県下のほとんどの市町村一八二組の公設消防の誕生をみたのである。

#### (五) 訓練改善時代

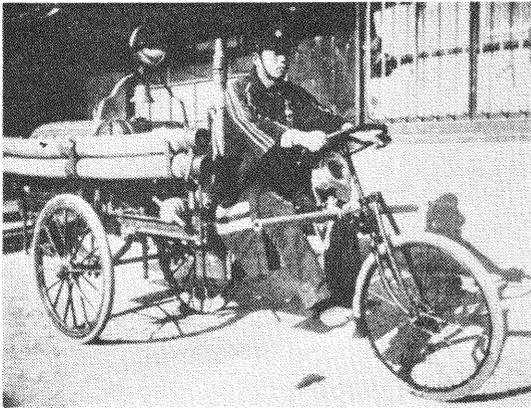
消防組の表象たる纏まとのしるしが全県下にひろがえり、訓練と素質の改善を求めた消防山梨やまなしの建設は、大正四年八月県令第三五号をもって発令された消防組規則施行細則からである。この細則は組織、機械器具および置場、命免服務、信号、消防録、給与給規定、表彰および懲戒など精細に定め、行動部隊としての訓練と素質の改善を図り、これらの動きに刺激されたか消防後援団体が組織されはじめ

たのもこのころである。

#### (六) 充 定 期

大正一一年にいたり消防組の活動も、社会奉仕を加えた団体禁酒、水利開発、敬神崇祖、思想善導などのあらゆる面に進出したとしている。機動力についても甲府市制六〇年誌によると、甲府市の場合大正一〇年にオートバイポンプ、オートバイ水管車各一台を購入、一四年に自動車ポンプ一台、昭和三年にオートバイ瓦斯倫ガスリンポンプ一台を購入配置した。としてい

る。これらの整備に刺激されてか県下消防組の施設の近代化が促進され、消防力も大いに機動性を發揮するようになり、火災の初期消火に大きな効果をあげるようになったという。大正一四年一月から施行された大塩消防組規則は次のようになって



オートバイ瓦斯倫ポンプ

いる。(原文)

### 大塩消防組規則

第七條 本組ハ大塩区消防組ト称シ人員六十九名ヲ以テ編成ス。

第二條 本組ハ二部ニ分ケ左ノ役員ヲ置ク

一、組頭 壹名

一、小頭 二名

一、幹事 四名

一、世話係 四名

第三條 本組組頭以下役員総テ左ノ規定ニ依リ選舉ヲ以テ是ヲ定ム

一、組頭及ビ小頭ハ組員全部ヲ以テ選舉ス

一、幹事世話係其ノ他ノ役員ハ組頭ノ指名トス

但シ小頭ハ時宜ニ依リ組頭ヲ代理セシム、幹事世話係ハ時宜

ニ依リ小頭ヲ代理セシム、幹事ハ一部一名世話係ハ一部二名

トス。

第四條 消防手ハ年齢二六歳以上五〇歳以下ノ男子ニシテ平素粗暴

ノ行為ナク身体強壯ノ者ニ限ル

第五條 消防組ニ対スル諸運物器具及ビ被服新調、手当賞与等ノ金

錢ハ消防組員全部ヲシテ各戸ヨリ寄附ヲ受ケ是ニ充ツ

第六條 組員ハ素行ヲ慎シミ規律ヲ厳守シテ指揮命令ニ服従シ互ニ

相親睦スベシ

第七條 組員ハ左ノ処為有ル可カラズ

一、火災場ニ於テ濫リニ家屋器具ヲ破壊シ又ハ竹木等ヲ伐採

スル事 但シ、必要ト認ムル場合ハ此限りニアラズ

一、火災ニ際シ遭難者ヨリ私カニ金銭物品ノ贈与ヲ受ケ又ハ受クル約束ヲナス事

一、消防ノ名儀ヲ濫用スル事

一、粗暴過激又ハ喧騒ノ挙動アル事

一、服務中飲酒スル事

一、火災場ニ於テ濫ニ消防上ノ妨害トナル処為有ル事

一、消防器具等ヲ粗略ノ取扱ヲナス事

第八條 組員ハ常ニ被服器具等一定ノ個所ニ置キ注意ヲ怠タラズ警

鐘アル時ハ迅速各分担ノ器具ヲ携サハ馳ケ付ケベシ

近家ハ勿論遠隔地又ハ林野ノ火災消防若シクハ水防ト雖ドモ

警鐘アル時ハ直チニ出場スベシ

但シ組頭外役員中出場スベキ時不在又ハ故障有ル場合ハ消防

手是レヲ代理セシム

第九條 消防組員出場シタル時ハ警察吏官又ハ上役ノ命令ニ從ヒ一

致ノ歩調ヲ取り濫リニ個人ノ行動ヲナサズ他村消防組トノ親

睦ヲ旨トシ喧騒ノ挙動アル可カラズ

第一〇條 現場引上ノ際ハ嗽吹ヲ以テ是ヲ報ズ 組頭ノ人員点呼及

ビ器具ノ点検ヲ受ケタル後ニ有ラサレバ退散スルヲ得ズ

第一一條 組員ハ器具使用後ハ各分担ノ器具ヲ掃除シ若シ破損アル

時ハ直チニ其旨組頭ニ申出ズベシ

第二條 消防組ハ、臨時演習又ハ定期演習ヲ施行シ操練ヲナス事

第三條 消防組小頭ハ消防器具及ビ器具置場保存ノ責ニ任ジ時々

臨検シ異状アル時ハ組頭報告ス可シ

第一四條 組頭ハ小頭以下出場セザル者アル時ハ其ノ事由ヲ取り調



この消防信条は、本県消防の精華の積り積ったところを五か条に要約したものであって、消防の使命精神を闡明し規律を正し練磨を怠らず、常に変災の予防に努め、組員は和衷協同郷土愛の精神にもとづき、地方自治の発達に貢献するとともに自己の修養に努め、他の範となることを期するためのものとしている。

昭和六年九月満州事変の勃発は、消防組織に大きな変革をもたらした、この事変が長期化の様相を濃くしたのにもない、国内防護の強化が必要とされ、昭和十一年三月消防組のほかに防護団を設置し、防空、防火の新しい態勢が整えられた。さらに同一四年一月勅令第二〇号をもって警防団令が公布され、長い伝統を誇った消防組は、民間の防空団体であった防護団と合体し、警防団として新たな組織の中で活動を始めたのである。

前述のように消防組から警防団へと組織がえたのであるが、昭和十一年四月大須成村から知事あて提出された警防団設置申請をみると

- 一、名 称 大須成警防団
- 二、設置区域 大須成村一円
  - (一)戸数 二三四戸
  - (二)人口 一、五六八人
- 三、組織及定員 別紙警防団編成表のとおり
- 四、設備資材の概要 腕用ポンプ甲号乙号共計八台、水管車一台
- 五、給 与 出勤手当 公病治療料 廃疾扶助料 死亡祭祀料 遺族扶助料

(一)出勤手当 出勤手当は防空、水消防及春秋二月定期訓練の為に出勤するに限り一人一日金五拾銭の範囲に於て之を給す。

(二)公病治療料 公病傷の軽重により実費の範囲に於て之を給す。

(三)廃疾扶助料 (イ)一等傷 職務のため終身不具となり自由を弁ずるに能はざるに至りたる者に対し一時金百貳拾円より貳百円の範囲においてこれを給す。(ロ)二等傷 職務のため終身不具となるも一等傷の該当せざる者に対しては一時金貳拾円より金百円の範囲においてこれを給す。

(四)死亡祭祀料 職務のため死亡したる者に対し一時金六拾円以内を給す。

(五)遺族扶助料 職務のため死亡したる者の遺族に対し一時金百円より貳百円の範囲においてこれを給す。前項の遺族とは死亡者の配偶者、子、父、母、祖父、祖母および兄弟姉妹にして、死亡時これと同一戸籍にあり死亡者の扶養すべき者を言う

(六)予算 総額 貳百参拾円  
右之通り大須成警防団設置致度候条此段及申請候也  
昭和十一年二月二〇日

南巨摩郡大須成村長 深沢邦太郎  
山梨県知事 土居章平殿

消防組織法によって、常備消防を設置しているのは甲府市のほか、一市であるが、その他の町村ではいずれも、消防団を設置し、組織、運営を定めて整備充実に務め、一朝有事の際に備えている。

(七) 旧村消防団の沿革

旧村消防団の沿革を資料の残存する旧村についてみれば次のようである。

(1) 沿革 (昭和十三年一〇月『静川村消防組の概況』)

静川消防組ハ想フニ昔時若衆組ナル名称ノモトニ自治体ノ火災水難ノ衝ニ当リ之ガ防止ニ努メシガ明治二十八年山梨県告示第四号ニ拠リ器具ヲ設備セル私設消防組ニ始リ同三十一年五月十二日県令第二十一号消防組規則ニ基キ之ガ設備ノ完成ヲ期シ同三十九年三月十六日公設消防組トナリ同月二十八日鯉沢警察署長臨場ノ上消防手六十名ニ対シ所定ノ辞令ヲ交付セラレ爾來年ヲ経ルニ從ヒ益々發展シ昭和拾年八月三十日組織ヲ変シテ今日ニ及ベリ。

組織ノ状態ヲ示セバ左ノ通りトス。

組織部名	組頭		部長	小頭	小頭補	消防手	計	設置区域
	組頭	副組頭						
第一部	一	一	一	一	一	一	二	切石区
第二部	一	一	一	一	一	一	三〇	寺沢区
第三部	一	一	一	一	一	一	二五	日向南沢区
第四部	一	一	一	一	一	一	三〇	夜子沢区
計	四	四	八	四	四	四	一一二	手打沢区

本組ハ消防ノ為メ特ニ功勞アル者ヲ役員会ニ於テ顧問ニ推薦ス。公設以來現在ニ至ル組頭氏名ヲ拳グレバ左表ノ如シ(氏名略) 現任役員職氏名ハ左ノ如シ(氏名略)

名稱	位置	建設年月日	摘要
1 建物	切石	明治十二年 三月一日	間口八尺 奥行三間 瓦葺平屋一棟
器械置場	切石	昭和 六年十二月五日	間口八尺 奥行一丈二尺 間口一丈 奥行九尺 間口一丈 奥行九尺
同	日向	大正十三年十二月十日	トタン葺平屋一棟
同	南沢	大正十二年 一月十日	トタン葺平屋一棟
同	寺沢	大正十四年 四月十日	トタン葺平屋一棟
同	夜子	大正十年 七月一日	瓦葺平屋一棟
同	手打	昭和 五年十二月二日	外部ハコンクリート人造 仕上 内部ハモルタル塗
夜警詰所	切石	昭和 三年十一月三日	鉄塔高サ五十四尺 警鐘付
火ノ見櫓	同	昭和 六年十二月四日	高サ三十尺 警鐘付
火見梯子	同	大正十三年十二月十日	高サ十四尺 警鐘付
同	日向	大正十二年 一月十日	同
同	南沢	大正十年 十月十日	同
同	寺沢	大正十四年 四月十日	同
同	夜子	同	同
同	手打	同	同

第二章 消防

同	手打	大正十年七月一日	高サ十五尺 警鐘付ニケ
---	----	----------	-------------

2 機械及器具

名称	数量	位置	名称	数量	位置
瓦斯倫唧筒	一	一切石	水筒	三二	各部落
腕用唧筒	八	各部落	引繩	一	一切石
吸水管	一八	同	喇叭	二	同
水管	二二	同	組總	一	同
管鎗	九	同	組旗	一	同
ネジ廻シ	一四	同	司令旗	一	同
梯子	一	一切石	救護班旗	一	同
刺叉	二	同	高張提灯	一	同
鳶口	三二	各部落	役員提灯	一七	役員各自持
手鳶	一九	同	附属品	ガソリン ボンブ	切石

林野消防用器具

- 鋸 五丁 手斧 一〇丁 長柄鎌 五丁
- 態手 二〇丁 水筒 二丁 スコップ 二〇丁
- 放送喇叭 一

一、警備費 (昭和十三年度村費分)

1 警備総額 六四六円ノ内譚左ノ如シ

- 手当 一〇〇円 賄費 三〇〇円
- 費用弁償 一〇〇円 雑費 二五〇円
- 賞与 一〇〇円 器具費 一五〇円
- 傷疾手当 五円 修繕費 一五〇円
- 弔慰料 五円 臨時費
- 備品費 三六一円 女子消防隊補助 一五円
- 消耗費 三〇〇円

2 諸給与

- 一 月手当ヲ給与セズ
- 一 出場手当一人一回金貳拾銭
- 一 夜警手当ヲ支給セズ
- 一 弁当料ヲ支給セズ
- 一 傷疾手当其ノ経過ニ依リ役員会ノ決議ヲ経テソノ額ヲ定メテ給与ス。
- 職務上ノ負傷 五十円以内
- 死亡 百円以内
- 遺族扶助料ヲ支給セズ
- 一 功労賞与功勞ノ輕重ニ依リ支給ス
- 一 貸与品、頭巾、被服、腹掛、股引、帶、足袋、衣服、箱、役員ニハ提灯其他ノ器具ヲ貸与ス。

一、水利開発

消防陣地トシテノ本村ハ地形複雑ニシテ適當ノ水利ヲ得ルコト至難ノ為メ之ガ開發ニ力ヲ致シ唧筒ノ設備ト相俟チテ完成ヲ期セントス、大正五年ヨリ之ガ調査及施設ニ当リ現ニ村内各部ニ亘リ消

防用貯水池十ヶ所、同泉水六ヶ所ヲ設置シタレド尚本年ヨリ村内  
適所ニ貯水池ノ新設及改造ノ計画アリ。

### 三、本組最近ノ活動状況

#### 1 国民精神ノ作与

自己ノ利害ヲ犠牲ニシ社会公共ノ為メニ尽ス精神ノ涵養ハ消防組  
ノ訓練ニ依ルヲ尤モ有効トス、サレバ本組ハ消防訓練ニ於テ規律  
ヲ守リ、長上ノ命令ニ從ヒ難ニ耐フルノ精神ヲ涵養セントス。

消防組ニハ一身一家ヲ顧ミズ、国家社会ノ警防ニ任ジ其ノ福祉ヲ  
増進スル人間最高ノ道德即チ犠牲的献身的精神ヲ最モ必要トスル  
モノナレバ消防精神ハ即チ義勇奉公ノ精神ナリ之故ニ本組ハ常ニ  
消防訓練ヲ通シテ国民精神ヲ作与センコトニ努ム。

#### 2 防火施設

本村ハ無火災模範村ヲ以テ任ズル為メ實際的活動ハ他町村ニ応援  
出動ノミナリ、是本組ガ常ニ村民ニ対シ火災予防防火宣伝ヲ怠ラ  
ザルニ因ス。

組員ハ毎年十二月一日ヨリ翌年二月末日迄村内ヲ巡視ス、夜警係  
員ハ各部毎ニ毎日午後十時集合翌朝五時半解散、春秋二季ニ各部  
役員出動、カマド検査ヲ徹底ニ執行シ成績不良ノ者ニ対シテハ  
之ガ改修ヲ命ズ。

毎年十二月一、二日ノ兩日 防火デーヲ執行シ村内要所ニポスタ  
ーヲ貼リ毎戸ニ宣伝ビラヲ配布シテ防火思想ノ普及徹底ニ努ム。  
瓦斯倫啣筒係 班長以下十一名

毎月一回放水試験ヲ行ヒ機械ノ点検 係員ノ訓練ヲナス。

腕用啣筒係 班長以下二十六名

春秋二回演習ヲ行ヒ演習前ノ訓練ニ於テ啣筒操法ヲ実習シ操法各  
番ヲ通ジテナシ得ル者ノ百分比ヲ高ムルト同時ニ技術ノ熟練ヲ期  
ス。

#### 3 水防設備

富士川及手打沢川、寺沢川、夜子沢川ノ各河川ノ水災ニ備フル為  
メ要所ニ水防材料ヲ設備ス

現在備品ハ竹蛇籠二周十五本 三間十本

大聖牛材 松丸太八組分、砂礫石集積所六ヶ所

#### 4 社会奉仕

昭和十年九月廿四日夜子沢区望月徳一氏裏山崩壊シ人家ニ危険ア  
リトノ報ニ接シ組員多数出動シ危険ヲ侵シテ活動ス、同月二十  
五、六、七日ノ三日間豪雨ノ為メ富士川増水シテ手打沢区米曾有  
ノ大水害ニ遭フ、組員全部昼夜兼行水防作業ニ従事シ之ガ為メ多  
数ノ負傷者ヲ出スニ至レリ。

昭和十二年七月中手打沢区水田早魃ノ為メ植付不能ナルヤ組員  
交互ニ出動シ富士川ヨリガソリンポンプニテ水揚作業ニ従事スル  
コト数日間、植付ヲ可能ナラシメタリ。

同年八月十六、七ノ兩日役員総出動 切石小学校上水道四十間ノ  
修理ヲナス、同年九月十一日村内寺沢橋増水ノタメ墜落シテ交通  
不能トナルヤ組員ノ非常召集ヲ行ヒ、水防作業ニ勤メタリ。又赤  
山神社地先ニ同日応急施設トシテ仮橋ヲ架シ交通ノ便利ヲ図レ  
リ。

#### 5 敬神崇祖

切石小学校ニ於テ挙行セラル、国家的祝祭日等ノ儀式ニハ組員一

同參列シ又村社ノ三大祭ニハ組員參拜シ聖寿万歳ト国途ノ隆昌ヲ奉祝祈願シ又旧盆、春秋彼岸中日ニハ各自ノ墓地ハ勿論、戦死者ノ墓地ノ清掃ヲナス等之ニ依ッテ敬神崇祖ノ念ヲ養フ。

静川消防組頭 望 月 昌 六

西島消防組の活動状況を昭和一三年の報告からみると、次のとおりである。

6 時局対策

(1) 勤勞奉仕

出征兵士家族ヲ慰問シ且ツ繁農期ニハ組員交互ニ勤勞奉仕ヲナス、村内各道路橋梁等ノ修理ヲナスハ勿論、缺沢警察署及身延土木出張所ノ指示ニ依リ各種勤勞奉仕ニ従事ス。

(2) 西島消防組活動狀況

(a) 報 国 貯 金  
組員全部ニ奨励ス成績良好ナリ

一、敬 神 崇 祖

本組ハ明治二十七年設立以來毎年一月元旦且組員村社若宮諏訪兩社ニ參拜シ聖寿万歳ト国運ノ隆昌ヲ祈願シ併セテ敬神ノ念ヲ涵養ス。

(b) 防 空 演 習

本村防護団ノ主体トナリ各種団体ト協力シ村民一般ノ防空思想ノ普及徹底ヲ図リ非常時ニ備フル準備ニ努ム。

(c) 消 防 後 援 隊

大正一四年四月三十日發隊式ヲ舉行シ行事及事業ハ前者ノ如クニシテ將來ニ亦囑望スル所饒シ  
過去ニ於ケル消防後援隊

川平後援隊 大正十四年四月十日創設

手打沢後援隊 昭和六年三月一日創設

中部後援隊 昭和十一年二月二十五日發隊アレドモ何レモ本組

ノ部制変更ト同時ニ無名有実ノ状態トナリ非常時ニハ本隊ヲ援ケテ活動ス。

昭和十三年十月十一日

二、国 体 明 徵

昭和七年小学校ニ大国旗ヲ寄贈シ以來毎日之ヲ掲揚シ忠君愛國ノ精神ヲ涵養シ国体ノ尊嚴ト愛國心ノ發露隆昌ニ努ム。  
演習其他組員集合ノ際ハ必ず開始前ニ神宮效ニ宮城ノ遙拝ヲナス。

三、防火施設

本村ハ近年火災数極メテ少ク實際の活動ハ他町村ヘノ応援ノ如キナルモ常ニ防火宣伝火災予防ニ対シテハ村民ニ強ク認識セシム可ク努力シツツアリ。

毎年十二月一日ヨリ翌年三月十日迄百ヶ日間毎夜午後十一時ヨリ翌朝午前四時マデ組員交代ニテ夜警ニ従事シ火災及ビ盜難防止ニ努ム尚養蚕上簇後隨時夜警ヲ行ヒ火氣取締ヲ行ヒツツアリ。

十二月一日、二日ノ防火デーニハ村内要所ニポスターヲ貼リ各戸ニ宣伝ビラヲ配布シ防火思想ノ普及ニ努ム。

毎年夜警開始当日ハ全村ニ亘リ火氣取締ヲ行イカマド煙突其他ノ検査ヲ執行シ注意ヲ喚起ス

本組職務分担ニヨル活動状況左ノ如シ

1、瓦斯倫俣係 係長以下十四名

毎月一回必ず放水試験ヲ行ヒ機械ノ点検及係員ノ訓練ヲナス

2、腕用唧筒係 係長以下二十四名

春秋二回演習前一週間唧筒法ヲ行ヒ係員ノ訓練ヲナス。正副係長ハ隨時器械ノ点検ヲナシ非常時ニ備フ。

3、給水係 係長以下六名

毎年八月水利調査ヲ行ヒ消防用貯水池ハ勿論非常用井戸ヲ係員ヲシテ水路及ビ水深其ノ他ノ調査ヲ行ヒ非常時ニ於ケル給水ニ支障ナキヲ期セシム。

昭和十一年八月三十日第三号消防貯水池修理ノ為メ第一班

組員出勤終日ニ亘リ作業ヲナス。

同日第九号消防貯水池修理ノ為メ第三班組員出勤終日ニ亘リ作業ヲナシタリ。

昭和十二年五月五日第五号貯水池修理ノ為メ第二班組員出勤終日作業ヲナス。

4、破壊係 係長以下二十二名

春秋二回器具ノ点検ヲ行ヒ同時ニ係員ノ訓練ヲ行フ。

5、救助係 係長以下四名

衛生材料ヲ常ニ整備シ非常時ニ於ケル救護ニ遺憾ナキヲ期シツツアリ。

本組火災防備施設ノ重ナルモノ左ノ如シ。

瓦斯倫俣筒 壹台、腕用唧筒 二台、

水管車 叁台、梯子 式丁、

鷹口 式拾丁、刺 又 式丁、

貯水池 拾式ヶ所 火之見 四ヶ所

足ノ平部落火之見ハ木造ノ為メ腐朽シタルニヨリ昭和十二年九月三日第二班組員出勤改築ヲナシタリ。

林野火災器具左記ノ如シ

鎌 式拾參丁、唐 鋏 拾五挺、鉈 拾挺、

熊手 拾挺、スコップ 拾式挺、鋸(大) 式丁。

鋸(小) 八挺、斧 壹挺

四、水防施設

本村ハ富士川ノ沿岸ニシテ殊ニ明治四十年及ビ同四十二年ノ大水害ニ堤防流失シ耕地ハ勿論家屋等迄流失シ非常ナル災害ヲ受

ケタルカ故ニ水防ニハ最モ意ヲ用ヒ之レガ防備施設トシテ左記  
水防材料ヲ整備ス

蛇籠 長サ二間ノモノ 拾本

松丸太 長七尺五寸 末口二寸五分以上 百五十拾本

長二間 末口三寸 參拾本

石礫 個數五万式千個、置場所 富士川堤防上拾五ヶ所

昭和十一年九月二十七日昭和川堤沢隧道入口前日来ノ豪雨ノタ  
メ土砂崩壊甚ダシク堰堤溢水ノ危険ニ頻シタルニヨリ直ニ非常  
召集ヲ行イ全組員出動之レガ防水作業ヲナシ事無キヲ得タリ。

昭和十二年一月三日昭和川堤沢隧道内及ビ同堰堤内ニ堆積セル  
土砂搬出ノ為メ全組員出動終日作業ニ従事シ出水期ノ危険ヲ除  
去シタリ

### 五、社会 奉仕

昭和十一年八月十六日県道甲府静岡線本村地内淵輪坂崩壊土砂  
取片付ノタメ幹部以下二十五名出動終日作業ヲナシ交通上ノ支  
障ヲ除キタリ。

同年九月十一日五開村柳川山村有林七町八畝歩ノ間伐ノ為メ全  
組員出動終日作業ヲナシタリ、同時ニ間伐シタル木材中ヨリ左  
記水防材料ヲ造リ材料置場ニ運搬ヲ了シタリ

松丸太 長七尺五寸 末口二寸五分以上ノモノ 百五十本

長十二尺 末口三寸ノモノ 三十本

昭和十一年十月十八日、昭和五年以降毎年十月中ニ実施シ来レ  
ル山道（作場道）修理ノタメ全組員出動終日作業ヲナシタリ  
昭和十二年二月四日早朝ヨリ全組員出動シ本村内県道及里道ノ

除雪作業ヲ行イ午後六時解散セリ。

同年七月十九日、毎年農休ノ初日ニ実施シ来タル里道ノ修繕  
及悪水路ノ浚渫ノ為メ全組員出動終日之ガ作業ヲナス

### 六、衛生 施設

昭和十一年八月本組ハ組員ノ勞力奉仕ニヨリ得タル収入金ヲ以  
テチブス予防薬内服ワクチン四百個ヲ購入シ村内各戸ニ洩レナ  
ク無償ヲ以テ配布セリ、

毎年四月二十七日結核予防デー及ビ七月二十日チブス予防デー  
ニハ其都度全組員出動村内要所ニポスターヲ貼り宣伝ビラヲ印  
刷シ毎戸ニ配布シ衛生思想ノ普及ニ努ム。同時ニ村内水路ノ清  
掃ヲ行フ。

毎年六月中ニ石油乳剤ヲ調製シ村内悪水路及ビ各戸ノ便所竝ニ  
不潔ナル場所ニ撤布シ蠅駆除ヲナシ以テ伝染病ノ予防ニ努ム。

### 七、時局 対策

日支事変ノ突発セラルルヤ国歩艱難ノ重大時局ニ際シ広義国防  
ノ見知ヨリ国防ノ完璧ヲ期スルニハ軍民一致即チ拳国一致困難  
ニ処セネバナラス故ニ本組ニ於テモ出征軍人ヲシテ後顧ノ憂ナ  
ク其ノ重大ナル使命ヲ遂行セシムルニハ銃後ノ強大ナル後援ニ  
外ナラス事ヲ痛感シ西島村銃後々援委員会ト聯絡シ出征家族ノ  
慰問勞力奉仕其ノ他有効適切ナル活動ヲナシツツアリ

昭和十二年九月十二日午前五時三十分全組員村社若宮社ニ参拜  
シ国威宣揚皇軍ノ武運長久ノ戦勝祈願祭ヲ執行セリ

出征兵士ノ送別会ニ際シテハ其ノ壮行ヲ盛ナラシムルタメ全組  
員列席シ村境諏訪社迄隊伍ヲ整ヘ見送りヲナシツツアリ。

昭和十二年九月五日今事変ニ伴ヒ皇軍ノ必要ヲ充タスベク本村ニ割当ラレタル馬糧(千草) 猷納ノタメ本組ハ各種団体ト協力シ割当實數以上ノ調達ヲ了シタリ

同年九月十二日国防費ニ献金ノ目的ヲ以テ本組ハ全員沢奥荒廢地復旧砂防工事ニ出動シ得タル労銀ヲ国防費ニ献金シタリ。

この組織は第二次世界大戦終了後まで続いたが、その動きは耳新しいものがある。こうして甲府町火消にはじまった本県の消防は、郷土愛護のためには水火も辞せない勇猛心と、盛んな犠牲的精神とをもって水火消防に活躍する一方、市町村の中堅団体として地方自治の振興にも貢献しながら、公設消防へ警防団へ消防団へと発展してきたのである。

#### (六) 戦後の消防

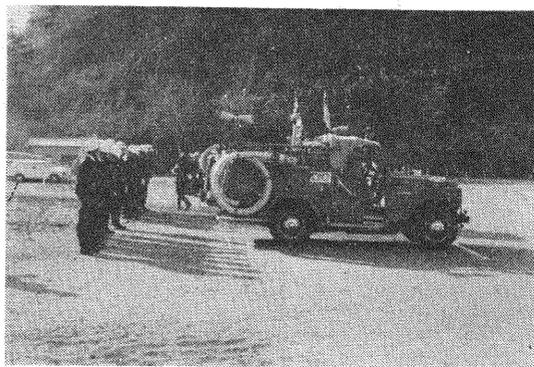
戦後は消防についても民主化が実施されることになり、昭和二十二年五月、勅令第一一八号で「消防団令が公布され、警防団を解散して新たに消防団を設けることとし、次で同年二月には「消防組織法」が公布され、翌三年三月から施行された。これによりこれまで警察の一部であった消防は完全に分離独立し、市町村の機関としての、いわゆる自治体消防へと面目を一新して発足した。

県では、消防事務を警察部から総務部地方課に引き継ぎ、それからもっぱら市町村消防の組織とその育成発達を指導してきたが、消防組織法施行の三月七日を全国的に「消防記念日」としてしている。

同三年七月には「消防法」が公布され、八月一日から施行されたが、この法は消防の実体法であって、火災の予防、危険物の取り扱い、防火設備、火災の警戒など火災の予防と、警戒に重点をおいて規定され、いわゆる予防消防としての姿を明らかにするとともに、水火災やその他天災などの場合の防災、救助活動なども任務として規定された。

## 第二節 消防力の現勢

消防の根本的の意義は、火災を未然に予防し警戒することにあるので、消防に対しては火災の予防査察や原因調査についての、立ち入り検査などの強い権限が与えられている。また建築基準法などでも、消防の見地からこの点に関する規定がおり込まれ、消防の火災



式 初 出

予防、警戒活動が保障されている。また、大火災を起こさないことが眼目でもある消防としては、予防警戒活動とともに火災の初期消火が緊要なことはいうまでもない。県では、これら消防活動に遺憾のないようにするため、昭和二九年四月県立消防訓練所を設置し、関係技術者が講師となり、消防団員の教養訓練につとめるとともに水利の開発、機械器具の整備改善などの指導に当たったが、市町村もこれに意を用いたので、消防力は最近とみに強化されるにいたった。

これらの施設整備とともに、農村集団電話の普及また、農村有線放送施設の普及発達も、火災の発見早期通報に大きく貢献し機械化の整備に加え、火災の初期消火に大きな成果をあげている。まず組織をみると。

### (一) 公設消防当時

○消防組員 組頭一名 小頭（消防手一五名から二〇名毎に一名を置く但し特別の事情あるときは十名迄下げることを得）消防手三五名以上（必要ある場合は副組頭一人を置き副組頭は小頭をもつてあて、組を数部に分けたときは各部に部長を置き小頭をもつてこれにあて、副組頭及部長たる小頭は小頭数の定員外とする。

△各係、信号係、總係、標識係、唧筒係、給水係、消火栓係、管轄係、梯子係、破壊係、喇叭係、伝令係、救助係、給与係  
△任免権 組頭は警察部長、小頭、消防手は所管警察署長  
機械器具および建物の設備

機械器具は、消防の武器としてもっとも重要なものであるが、特

別の機械器具その他の設備を必要とする場合を除き次のように規定されていた。

△機械 唧筒 消火栓用水管車  
△器具 マトイ 梯子 鷹口 水桶 刺叉 引綱 斧 シャブル 旗  
提灯 掛矢槌 鎌 唐鋏 喇叭 鉄製熊手 鉈 救助袋 担架

△建物 機械器具の置場 消防結所 警鐘火の見  
県下で最も早く器具が導入されたのは、県都甲府で新式蒸気唧筒が明治三八年と言う。こえて同四一年新柳町に発生した大火に、設備の不備を痛感、さらに一台を備え、大正元年以上水道の布設にともない、消火栓用の水管車を設備したとしている。本町の場合、大正一一年に西島消防組がガソリン消防唧筒を配置した。県下でもまず早期であったことは、村当局の理解はもちろん地理的環境からもうなすける。

明治初期における火災の状況について第三章で詳しく掲げているが、各部落に現在でも納庫されている腕用ポンプは明治後期からの消火器具の重要な機械であったにちがいない。

### 機械新調 昭和九年二月二〇日

一金四百円也	腕用ポンプ	一台
一金三十五円也	マトイ	一本
一金百二十円也	ホース	百八十尺
一金二十三円也	足袋	三十五足
一金二十二円也	手トビ	十丁
計金六百円也		



町長が、その他の団員は団長が次の資格を有する者のうちから町長の承認を得て任用する。

一、当該消防の区域内に居住し又は勤務する者

二、年令十八才以上の者

三、志操堅固で、かつ身体強健な者

(欠格条項)

第四条 次の各号の一に該当するものは、団員となることができない

い

一、禁治産者又は準禁治産者

二、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又はその執行を受けることが、なくなるまでの者

三、第六条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から

二年を経過しない者

四、六ヶ月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活するを常とする者

(分限)

第五条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合において

は、これを降任し又は免職することができる。

一、勤務成績がよくない場合

二、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれにた

ええない場合

三、前号に規定する場合の外、消防団員に必要な適格性を欠く

場合

四、定数の改廃又は、予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は次の各号の一に、該当するに至ったときはその身分を

失う

一、前条第三号を除く各号の一に該当するに至ったとき

二、当該消防団の区域外に転任し又は転動したとき

(懲戒)

第六条 任命権者は団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処

分として、戒告停職又は免職することができる。

一、消防に関する法令、並びに条例又は、規則に違反したとき

二、職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき

三、団員として、ふさわしくない非行があったとき

2 停職は一ヶ月以内の期間と定めて行なう

第七条 分限及び懲戒に関する処分の手続きについては規則を定める。

(服務、規律)

第八条 団員は団長の招集によって、出勤した職務に従事するもの

とする。ただし招集を受けない場合であっても、水火災その他の

の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従

い直ちに出勤して職務に従事しなければならない。

第九条 団員であつて、十日以上居住地を離れる場合は、団長であ

つては町長に、その他の者であつては、団長に届け出なければ

ならない。ただし特別の事情がない限り、団員の半数以上が同

時に居住地を離れることはできない。

第十条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第十一条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しく

その活動能率を低下させる等の集团的行動を行なつてはならぬ。

(報酬)  
第十二条 団員は次により報酬を支給する。

団 長	年額	一七、〇〇〇円
副 団 長	〃	二二、〇〇〇円
分 団 長	〃	九、〇〇〇円
副 分 団 長	〃	七、〇〇〇円
部 長	〃	五、〇〇〇円
副 部 長	〃	三、〇〇〇円
団 員	〃	一、〇〇〇円
本 部 員	〃	一、〇〇〇円
運 転 手	月額	一、〇〇〇円
技術報酬	動力手引ポンプ 一台	年額三、〇〇〇円
	小型動力 〃	〃 二、〇〇〇円

(費用弁償)

第十三条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により費用弁償を支給する、ただし団員が属する分団の出動は除くものとする。

水火災の場合	一回につき	一五〇円
警戒の場合	〃	一〇〇円
訓練の場合	は年一回として一回につき	一〇〇円

本団に消防本部を設置し、本部員に役場中堅職員を充てる。消防

団に団長一名副団長二名をおき、各旧村を六地区に分けて分団とし分団長、副分団長各一名をおいている。なおこの六分団の中に二四分団を設け、それぞれ部長、班長(副部長)を設置している。団員数は三三五名、各分団の状況は次のとおりである。

分団別	部 別						合計
	一部	二部	三部	四部	五部	六部	
本 部	一一	一	一	一	一	一	一一
第一分団(西島)	二〇	一五	一二	一六	一	一	六三
第二分団(大須成)	二二	一四	一六	一	一	一	五二
第三分団(静川)	一三	一五	一八	一六	一	一	六二
第四分団(曙)	一一	一八	一七	一	九	一	五一
第五分団(原)	一八	一三	一四	一六	一	一	六一
第六分団(共和)	一八	一七	一	一	一	一	三五

中富町消防団役員

△昭和三三年度		△昭和三三年度	
団 長	副 団 長	副 団 長	副 団 長
武田 清	第一分団長	佐野 徳男	第一分団長
深沢 政春	第二	笠井 公久	第二
笠井 松久	第三	佐野 高蔵	第三
深沢良太郎	第四	熊谷 弘	第四
熊谷 弘	第五	星野 初雄	第五
加賀美光裕	△昭和三三年度	望月 芳満	△昭和三三年度
望月 正次	副 団 長	佐野 好文	副 団 長
△昭和三三年度	副 団 長	佐野 徳男	副 団 長
佐野 好文	第一分団長	笠井 明	第一分団長

第二章 消 防

第二分団長	望月 満治	△昭和三六年度	団 長	若尾 平造	第三分団長	齊藤 仁	△昭和四一年度	星野 初雄
第三 "	熊谷 弘		副 団長	笠井 惟彦	第四 "	尾形 大作	副 団長	野中 正久
第四 "	星野 初雄		第一分団長	武田 覚義	第五 "	望月 源一	"	佐野 勇
第五 "	望月 芳満		第二 "	佐藤 忠君	第六 "	若林啓三郎	第一分団長	笠井 一人
第六 "	若林 良一		第三 "	深沢正之助	△昭和三九年度	第二 "	大森 惟志	渡辺 晴友
△昭和三四年度			第四 "	望月 光功	団 長	星野 初雄	第三 "	川口今朝夫
団 長	佐野 好文		第五 "	山下 浅彦	副 団長	依田 正八	第四 "	河住 昭三
副 団長	熊谷 弘		第六 "	宮沢 伴造	第一分団長	望月 孝雄	第五 "	若林 峯吉
第一分団長	笠井 秀平		△昭和三七年度		第二 "	望月 治雄	△昭和四二年度	星野 初雄
第二 "	深沢 和一		団 長	若尾 平造	第三 "	川口 儀雄	副 団長	野中 正久
第三 "			副 団長 (11月改)	松田 三男	第四 "	山中 竹雄	副 団長	野中 正久
第四 "	樋川 興栄		(8月改)	若林 良一	第五 "	佐野 晴彦	"	佐野 勇
第五 "	丸山 軍造		第一分団長	笠井 惟彦	第六 "	若林 次男	"	尾形 大作
第六 "	若林 良一		△昭和三五年度	星野 初雄	△昭和四〇年度	若林 次男	第一分団長	尾形 大作
団 長	佐野 好文		第一分団長	笠井 昭次	団 長	星野 初雄	第二 "	佐野 清純
(11月改)			第二 "	神宮寺 脩	副 団長	依田 正八	第三 "	佐野 高昭
副 団長	若尾 平造		第三 "	尾形 大作	第一分団長	野中 正久	第四 "	望月 房夫
長	熊谷 弘		第四 "	佐野 忠	第二 "	望月 将司	第五 "	岩柳嘉一郎
(8月改)	若林 良一		第五 "	神田 源教	△昭和四三年度	第六 "	望月 冬雄	
第一分団長	笠井 良長		第六 "	高野 文雄	第一分団長	神宮寺 正		
第二 "	秋山 四郎		△昭和三八年度		第二 "	渡辺 晴友		
第三 "	深沢正之助		団 長	松田 三男	第三 "	佐野 徳郎		
第四 "	望月 光功		副 団長	笠井 惟彦	第四 "	齊藤 正利		
( )	植松 衛		第一分団長	星野 初雄	第五 "	伊藤 晴豊		
第五 "	内藤 公雄		佐野 久雄	尾形 大作	第六 "	尾形 大作		
第六 "	高野 武一							

一〇〇人	一〇〇人	一〇〇人	一〇〇人
五〇〇人	五〇〇人	五〇〇人	五〇〇人
一〇〇〇人	一〇〇〇人	一〇〇〇人	一〇〇〇人
一〇〇〇〇人	一〇〇〇〇人	一〇〇〇〇人	一〇〇〇〇人
一〇〇〇〇〇人	一〇〇〇〇〇人	一〇〇〇〇〇人	一〇〇〇〇〇人
一〇〇〇〇〇〇人	一〇〇〇〇〇〇人	一〇〇〇〇〇〇人	一〇〇〇〇〇〇人

動力消防ポンプの数(基準)

△昭和四五年度  
 団 長 佐野 勇  
 副 団 長 尾形 大作

△昭和四四年度  
 団 長 野中 正久  
 副 団 長 尾形 大作

△昭和四六年度  
 団 長 尾形 大作  
 副 団 長 佐野 高蔵

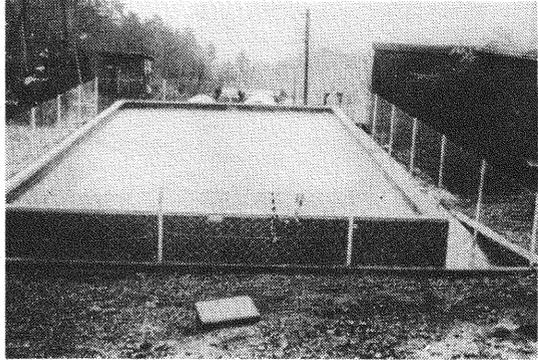
第二分団長 深沢 一昭  
 第三分団長 深沢 輝朝  
 第四分団長 星野 富夫  
 第五分団長 小林 章作  
 第六分団長 若林 千玄

第一分団長 望月 一  
 第二分団長 地場 峯雄  
 第三分団長 川口 安一  
 第四分団長 加賀美 優  
 第五分団長 若宮 昭三  
 第六分団長 佐野 喜俊

第一分団長 佐野 高蔵  
 第二分団長 望月 一  
 第三分団長 地場 峯雄  
 第四分団長 川口 安一  
 第五分団長 加賀美 優  
 第六分団長 若宮 昭三  
 第七分団長 佐野 喜俊

消防ポンプ自動車一台につき 七人  
 三輪ポンプ自動車一台につき 六人  
 手引動力ポンプ一台につき 七人  
 小型動力ポンプ一台につき 五人

(動力消防ポンプを操作する場合の操作員の数)



60㎡防火水そう (江尻窪)

(構造率とは、屋根が法に規定する不燃材のものでなお、外壁が延焼防止に効力を有する構造の建築物が、その密集地の建築物の総数に対する割合のこと)

(口数とは、小型動力ポンプ一台につき、〇、七口、手引動力ポンプ一口、三輪ポンプ自動車一、五口、消防ポンプ自動車二口が基準とされている)

人員の基準については、

消防自動車	手引動力ポンプ	可搬式小型動力ポンプ	腕用ポンプ	小型動力ポンプ運搬自動車	消 火 栓	貯水そう	火の見やぐら
三台	一台	一九台	二〇台	一 一 台	私 公 一七四基 三三八〃	三〇〇 m <sup>3</sup> 三〇〇 m <sup>3</sup> 七五	四一箇所

### 第三節 消防後援団体

消防後援団体の設立は、大正から昭和の始めにかけて行なわれた公設消防設置の中で組織されたものが多い。山梨消防現勢によると県下の後援団体としては：青年後援隊六五隊、隊員三、九六四人、女子消防隊一九隊、隊員七七三人を算する盛観を呈するに至った。……各小学校に少年消防隊を組織し現在一七五隊二三、四九一人に達し、全県下小学校に少年消防隊の組織を完了する日も遠からぬ事であろう。消防山梨の威容まことに燦たりと云ふべきである。々としている。

昭和八年発刊の「山梨消防」から、現在なお活動を続けている石畑女子消防隊を上げ、当時をしのびたい。

女子後援隊組織に就て

静川消防団

静川消防組の一つの誇りたる処の静川消防組石畑女子後援隊は南巨摩郡静川村の西端谷間の三十戸足らずの石畑と言う小部落に大正十三年十二月二十五日設立組織されたものであります。此の石畑女

子後援隊の組織されました処の所以は、該石畑部落は山間の為耕地少くして到底全戸に於て満足すると云う耕地なく、農業により生活するは不可能と云う状態なる為、壮年の男子は九部通り大工、石工等により甲府、北巨摩郡、東八代郡等に

出稼ぎをし、一年中不在と云う状態よりして家事上其の他の事に対しては老若婦女子に於て主となり切盛りをせなければならぬのであります。

又当静川消防組は当時静川村四百戸に對し組員六十五名、腕用ポンプ乙号三台と云う貧弱のもので（現在は瓦斯倫ボン



昭和初期の石畑女子消防隊の出初式参加

ブ十八馬力一台、乙号腕用ポンプ八台) ありました上に該石畑部落よりの消防組員は消防手二名にしか過ぎないものであります。

尚加えて前記の如くポンプは三台でありまして其の箇所置場より該石畑部落までは十八町余の距離で、急坂路なる為一朝有時に際しては組員集合なしポンプを急いで現場に引付ける迄には少くとも三十分位時間を要すると云う状態なりし為、火急の場合に三十分後に到着する消防組の唧筒を待つ事は余りにも不便不利なる事を感じたる為、当時該部落の消防組員望月倉吉氏及望月嘉市、川久保忠市、幡野益太郎氏等が卒先該石畑部落の有志と図り其の結果後援隊を組織なし、一時消防組員の出勤なす迄応急の処置をとることが良策と云う事になりたるも、前記の如く壮年の男子は悉く出稼ぎなる為婦女子に依り組織することとなり、石畑部落居住の年齢十八才以上五十才未満の婦女二七名を以て組織し乙号腕用ポンプ一台を購入一朝有時に備へたるものであります。

一常時の活動としましては春秋二期及出初式等の定期演習に際しては後援隊として出場、特技、ポンプ操法等本隊員と互して実施なし居るも、其の技に於ては本隊員と更に遜色なく当静川消防組の花形と云う状態にして、冬期に於きましては隊員順番にて二名宛消防組員一名宛出場の上十二月中旬より二月来日迄夜警を実施したる外農休みを利用なし、氏神の清掃、道路修理、消防用貯水池の設置等をなし、名実共に実績を挙げつつあるものであります、隊の組織其の他左記の通りであります。

総理 一名 部落長 顧問 若干名 部落内の消防組員  
隊長 一名 望月ひさ 副隊長 一名 川久保そう

会計 一名 部落内消防組員中最古参者  
隊長 以下二十七名

昭和二年三月十九日には山梨県消防協会総裁三辺長治閣下より表彰を受けました。

また、県下で少年消防隊の伝統の中に現在も活動を続けている原少年消防隊の沿革を、山梨消防現勢から転記してみよう。

大正十五年六月下旬児童用水及防火用貯水池を高等科児童の勤労作業に依り本校々庭に設置し同年七月三日大震災及其の他の実例に鑑み非常時に於ける避難訓練の必要を痛感し之が計画を立て、実施し以来児童に対し防火思想及消防精神の普及徹底を期さんとするを動機として昭和三年本村消防組秋季演習に於て御大典事業として本隊設置の議起りさきに児童労作に成る貯水池を改修し校庭の一角に唧筒舎を建築し唧筒を購入す、昭和四年二月十一日紀元節の佳日を卜し本県に於ける最古の歴史を持つ少年消防隊として峽南の一角原村に発会式を挙げ爾来一歩々々之が拡充を計り昭和六年四月二十八日県下に於ける第一回少年消防隊表彰の栄冠を大日本消防協会山梨県支部長より拝受す、昭和八年十一月本校々庭に於て開催せる改正唧筒操法講習会に参加し警務課より派遣された講師から受講し其砌、当少年消防隊の活動状況を講師によりフィルムに撮影さる。同年十二月には米國ユニバーサル映画会社より米國へのニュースとして県の指定の下に本消防隊の活動振りの各方面に亘る撮影をなす。

望月昌六氏が本校に長時代に本隊を設立せるものにして換言すれば氏は本県に於ける本少年消防隊設立の創始者とも言うべく、それだけに又氏の創業当時の苦心は思いても尚余りある次第である。

如何に氏の少年消防

隊に対する教育的識見が尋常ならざりしかは本少年消防隊の今日在らしめた所以より推して明白なり。思うに実に氏は本県少年消防隊としての一大恩人と言ふべきなり。以上

当時は少年時代から訓練を通じ団体意識の高揚を図ったことが伺える。

次の各少年消防隊の記録からも知ることが出来る。

(1) 西島少年消防隊

創立 昭和八年十二月三日

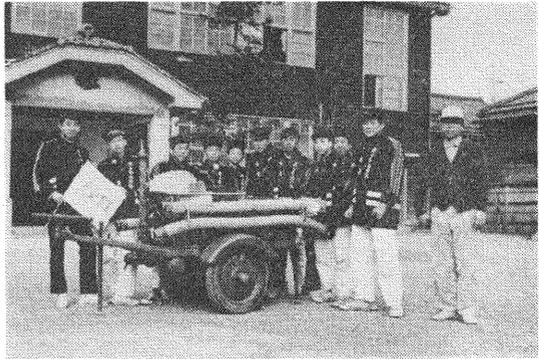
隊の目的 イ、隊員の身体及精神を鍛練し善良なる国民たるの

資源を涵養す。

ロ、学校訓育の達成に資す

ハ、消防精神並に優良なる消防組員たるの素質を養成す。

ニ、実行化により団体意識の発達を図る。



原少年消防隊の訓練

(2) 大須成少年消防隊

創立 昭和八年三月一日

事業の概要 イ、部隊教練春秋二回実施する。

ロ、定期演習は消防組に参加して実施する。

リ、非常時訓練年一回随時実施

ハ、社会奉仕は道路の清掃、小修理其他児童心配の

公共的事業を各分団を単位として実施し来れり

ホ、敬神崇祖として神社境内の清掃参拝等実施す。

ヘ、火災予防は養蚕時、冬期等火災の憂多き時期防

火の宣伝ビラを各戸に配布せり。

ト、防火出動、昭和十年二月四日午前一時村内大塩

区に大火の際大塩区分団出動して防火後援に尽力せり。

(3) 曙少年消防隊

創立 昭和八年二月六日

沿革 近時公設消防組の内容充実に伴い、消防思想の普及

徹底は文化進展への偉大なる一面を担当しつつある

ことを如実に物語れるものなり。星野校長は夙にお

もいをここに傾注し該思想を以て日常児童を訓練す

ることは一つには他日曙村の優良なる消防組員とな

るべき資質を涵養し、他には学校教育の一助として

作業を重んじ社会奉仕の精神養成となるべきを悟

り、村当局にも再三これが設置援助を懇望せしところ

る村会は満場賛成を表せり。機熟して昭和八年一月



四〇三	四、九〇〇	一四	五〇五	〃	〃
四一三	三、五、七〇〇	一三	四五五	〃	〃
四二二	三、一五、〇〇〇	七	二八〇	〃	〃
四三三	三、五、二八〇	七	三一五	〃	〃
四四一	六、二四、三九〇	一一	五五五	〃	〃
四五二	六、二七、一五〇	一一	四六五	〃	〃
四六四	六、二七、一五〇	一一	四六五	〃	〃
四七六		一〇	四五〇	〃	一人二、二四六円

昭和四六年四月一日から施行された町独自の制度該当は一人の予定である。国の該当勤務年数は別表のとおり一五年以上を要するが、過疎化にともなう核家族の中で、若干団員を求むるに至難な山間地の組織について、定員確保はもとより機械器具の操作にまで、高年令団員が実施しなければならぬ現状に鑑み、広域消防体制を早急に設置する必要を痛切に感ずる。

さらに、国の基準に満たない一〇年以上一五年未満で退職の団員に対する、本町独自の報償金制度は今後国の勤務年数基準を引下げ、消防団員のより一層の身分保証がはかれることを切望する。

中富町非常勤消防団員に係る退職報償金の

支給に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六

号）第十五条の八の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合にはその者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

(退職報償金の支給額)

第二条 退職報償金は、消防団員として十五年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表一に掲げる額を支給する。

2 前項に掲げるもののほか一〇年以上、一五年未満勤務して退職した者にその者の勤務年数及び階級に応じて「別表二」に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第三条 階級は退職した日に、その者が属していた階級とする。ただしその階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が二年に満たないときは、その階級（団員を除く）の直近下位の階級とする。

(勤務年数の算定)

第四条 勤務年数については、退職した日の属する以前の非常勤消防団員であった期間が引き続き三年以上である場合に限りその者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただしすでに退職報償金の支給を受けた場合におけるその基準とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間についてはこの限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属す

る月から退職した日の属する月までの月数による。ただし退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合においては、その月は、後の就職に係る、勤務年数には算入しない。

第四条の二 非常勤消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

第五条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）
- 二 子、父母、孫祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者。

(退職金報償金支給の制限)

第六条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

- 一 禁固以上の刑に処せられた者。
- 二 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者。
- 三 停職処分を受けたことにより退職した者。
- 四 勤務成績が、特に不良であった者。
- 五 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不適当と認められる者。

(退職報償金支給の時期)

第七条 退職報償金は、非常勤消防団が退職したときに支給する。

ただし、特別の必要があるときは、これによらないことができる。

(支給手続)

第八条 退職報償金の支給について必要な事項は、別に定める。

別表 一

階級	勤務年数	
	一〇年以上 二〇年未満	二〇年以上 二五年以上
団長	五五、〇〇〇	七〇、〇〇〇
副団長	五〇、〇〇〇	六五、〇〇〇
分団長及び副分団長	四五、〇〇〇	六〇、〇〇〇
部長及び班長	四〇、〇〇〇	五五、〇〇〇
団員	三五、〇〇〇	五〇、〇〇〇

別表 二

階級	勤務年数	
	一〇年以上 一三年未満	一三年以上 一五年未満
団長	二五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
副団長	二〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
分団長	一五、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
副分団長	一一、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
団員	一〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円

# 第三章 災 害

## 第一節 火 災

「地震、雷、火事、親父」といわれたように、もつとも恐しいのは火事であるが、とくに日本の家屋は木造であるうえに、わら葺き屋根である関係上、古くから火事が多かった。

そこで屋根のグシには幣をさして、これを火伏せのまじないにしたり、棟飾りの両端に水の字や波模様を葺き込んだりする風習は今でも残っている。瓦葺きの場合、鬼瓦の家紋の代わりに水の字を書く知恵もそんなところから出たものである。

また間口やくど柱には、秋葉山の護符をはったり、お荒神やお水神をまつるのも、これを火伏せの守りとする祈りの気持ちからであり、口碑伝説編でふれている火伏せ神にまつわる伝説もこうした信仰とかかわって生まれたものである。

### (一) 江戸時代の火災

江戸時代の定め書や触れ書には防火に関するものも多く、いままも旧村に残されている。

つぎにかかげる定め書は、正徳元（一七一）年の火付高札で、忠孝高札、キリンタン高札、毒薬高札、捨馬高札などと共に、札場に立てられたものである。

#### 定

一、火を附る者を志らハ早々申出へし、若隠置におめてハ罪重かるへし、縦同類当りといふ共、申出るにおめてハ其罪をゆるされ、急度御褒美下さるへき事、

一、火を附る者見附ハ、これを捕へ早々申出へし、見のかしにすへからさる事、附

あやしきものあらハ、せんさくをとけて早々奉行所江召連来るへき事、

一、出火出来之時狼に罷集るへからす、但役人差図之者ハ、格別当るへき事、

一、火事場江下々相越、理不尽に通るにおめてハ、御法度え旨申きかせ通すへからす、承別なき者ハ擲捕へし、万一異議におよび候ハハ、討捨さるへき事、

一、火事場其外いづれの所にて茂、諸色ひろいとリハ奉行所まで持参すへし、若隠置他所よりあらハるるにおめてハ、其罪重かるへ

し、縦同類当りといふ共申出る輩  
ハ、其罪を免され御褒美下さるへき  
事、

一、火事之節、地車だいはち車に荷物  
をつみのくへからず、遺長刀、脇差  
怒きみにすへからざる事、

一、車長持停止す、たとひあつい候も  
のあるとも造るへからず、

一、商売すへからざる事、

右条々可守相之、若於相背ハ可被行

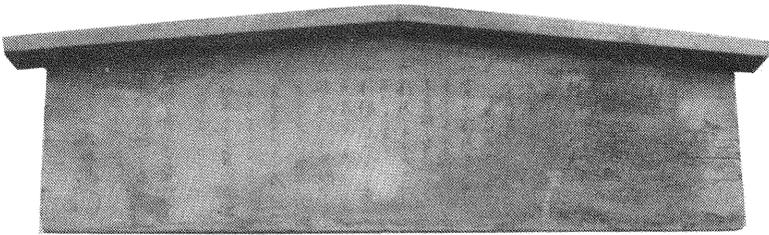
罪科者也、

正徳元年

五月 日 奉行

この定書は放火や、火事騒ぎに紛れ  
てのいわゆる火事泥を禁じたものであ  
る。

江戸の刑罰においては、付け火（放  
火）は殺人とならんでその罪は重く、  
火焔（火刑）の極刑に処せられ、その  
妻子に至るまで縁坐に問われた。たと  
え付け火が十五歳未満の幼年者の場合  
でも、火刑に代わる遠島の罪に処せら  
れた。



正徳元年高札（切石・依田明氏蔵）

江戸時代は、いわゆる悪人どもといわれた無宿、徒世人、浮浪  
者、乞食、非人などのさまざまの階層があり、放火や怪火の諸因を  
つくるが多かった。その悪弊が明治の初期にも続くことは、  
『山梨県史』に見られる次の火災統計の数字からもうかがわれる。

○明治十一年 （『山梨県史』第七卷）

本年罹災戸数 総数三百拾三戸

内

失火戸数 四拾七戸 類焼戸数 九拾五戸

放火戸数 三拾六戸 類焼戸数 百三拾五戸

○明治十二年 （『山梨県史』第八卷）

本年罹災戸数 総計三百九十戸 内消止戸数 十七戸

失火 八十六戸 内消止八戸 類焼 百貳拾壹戸

放火 七十六戸 内消止九戸 類焼 百拾貳戸

つまり、火災発生件数のおよそ半数が、放火に起因するという不  
穏な世相がつづくのである。

幕府もこれには手をやき、事あるたびに触書によってその取締り  
を強化している。すなわち大塩区蔵の宝曆六（一七五六）年申渡覧  
には、

近頃在方度々出火届多く如何之事に候、火之本之儀者、常々念入  
にす可き儀に候得共猶又急度相守り、村内に疑敷き者徘徊いたし  
候ハバ召逮り候様、村役人江急度申し渡され可く候、尤も逮違ひ

候分者咎めず候間、名々支配切に申し触れられ可く候、以上

(宝曆六年)  
子四月十一日

(上飯田代官)  
上倉彦左衛門御役所

と、その周知徹底方をはかり、また宝曆三(一七五三)年の「被仰渡之一札」(江尻窪区蔵)には、

- 一、火之元大切に可致儀へ勿論之処、所々ニ手あやまち有之儀
- ハ、火之元もと廉末もとに取致す事ニ候、村中男女子供迄も急度申渡
- し、風烈之節ハ名主、長百姓、組頭等見廻り吟味致す可きノ事、

と、火氣の始末を嚴重に布令し、享和三(一八〇三)年正月の「被仰渡新御条目」(手打沢・深沢敬喜氏蔵)にも、

- 一、村中番人之儀、仕来之しまたり通り番人差置き、火盜之用心油断無く致す可く、風烈之節ハ昼夜見廻り、不審成もの召捕方申合せ可く候事、

と非人番の村内見回りを督促している。江戸期には、おおかたの村に非人番とよぶ最下層身分の者がいて、村役人の指揮の下に村内の治安維持にあたり、罪人の探索、逮捕、火の用心などに従事していた。切石村の場合、寺沢村と兼任の非人番を甲金三分の給金で村かかえし、おぼえ上宿の寺沢川べりの番人小屋に居を構えさせていた。

前記のような役所のためかさなる触れ書にもかかわらず、江戸期を通じて各村とも大火を防ぎきることはできなかつた。記録に残るものだけでも、西島の場合、宝曆三(一七五三)年、天明二(一七八二)年正月七日、文政三(一八二〇)年、文政十(一八二七)年

三月の大火は、村の大半を焼失し、若宮八幡社をはじめ神社、寺院を灰じんに帰した。安政二(一八五五)年二月二十九日午後八時、岡部落に発生した火災は、類焼五六戸におよぶ大火で、この時も青原院、榮宝寺、天神社などを焼失している。

飯富村の場合も、文政十(一八二七)年三月の出火は、おりからの大風にあおられ当時一二四戸の「村方有増類焼し」、そのため数年がかりで早川入り諸村より材木や板類を買い請け、家作普請に苦勞したことが文献に残されている。

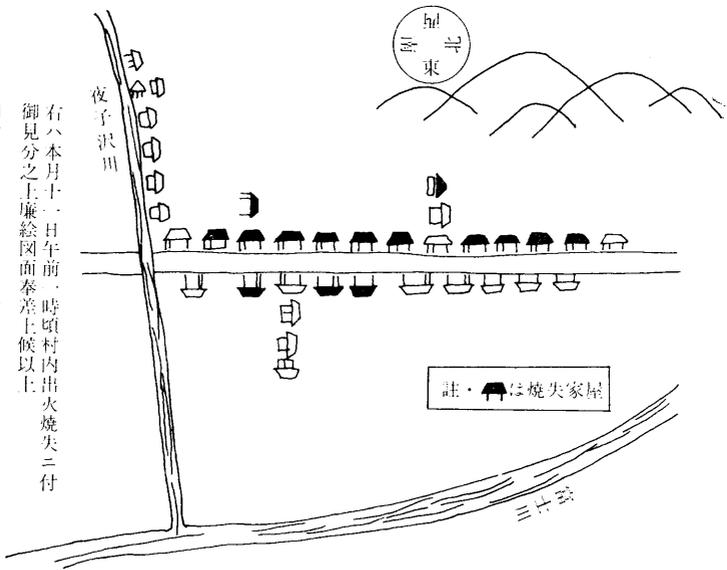
つぎの文書は、文政元年(一五三年前)、切石の大火に際して市川代官へ報告されたり災家屋調査書である。一戸ごとに間数が報告されているが、当時大火ともいふべきものは、その広さを示すために長さ何町、幅平均何町焼失という言いあらわしかたをしたのである。

文政元戊寅年(一八一八)
出火類焼家数 梁間 榎行 書上帳
二月廿一日夜 火元口左衛門一件
巨摩郡 切石村

おぼえ

持高二石五斗三合 (以下戸毎に持高の記載あるもの省略)
一、家老軒 但シ梁三間 榎行六間 人数九人 類焼 茂 吉
一、家老軒 但シ梁四間 榎行六間 人数五人 〃 兵 八
一、家老軒 但シ梁三間 榎行四間 人数四人 〃 周 八
一、家老軒 但シ梁三間半 榎行六間 人数八人 〃 幸左衛門





石八本月十二日午前一時頃村内出火焼失二戸  
御見分之上廉絵図面奉差上候以上

明治七年三月十四日 巨摩郡第三十二区切石村

戸長 遠藤丈右衛門  
副戸長 天野兵八  
同 天野新太郎

障有之候ハバ番人は申すに及ばず村役人迄越度為る可く云々」とあるように、郷蔵の保管の責任は村にあり、ことに火の元の用心は嚴重に命ぜられ、付近に火災があれば村人は何をいいても防衛にあたったためと思われる。

江戸時代の消火は、破壊消防や、火たたき消防が主であった。まとい持ちが屋根に上ってまといを振って全員をはげまし、薦口持ちは燃えている家や風上の家を破壊して延焼を防ぎ、水番が水籠（洗紙張りの竹籠）や手おけでレリー式に水を運び、かけるというふうであった。この消化法に大きな変化をもたらしたのは宝曆十（一七六〇）年ごろ江戸で採用された竜吐水（りゆうとすい）とよばれる手押ポンプであった。

明治初期までこの消火法は続けられ、明治一年の『第十六区曙村々費予算帳』によると、年間の「村費課出総額二二八円五五錢」のうち消防費として、

一、金四円四拾弍錢五厘 火防費

此訳

金三拾五錢 梯子（火消はしご）二箇分

金六拾弍錢五厘 竜吐水（手押ポンプ）壹箇代価金

金壹円廿錢 火防人夫四拾八人 臨時喫飯（出勤費）

但シ老入ニ付金弍錢五厘

金壹円廿五錢 通常村内火ノ番巡回十二月より二月迄

九十人弁当料

がもられており、火消しはしごのほかに竜吐水などの消防用具が新規購入されていることから、現在の注水消防の前駆をここに見

るのである。

(一) 明治初期の火災発生状況

明治初期の火災発生状況を、明治元年から明治十二年までの記録をとどめている『山梨県史』によって、本町関係分を抜抄したものが次のものである。

恤災 (明治三年)

罹災者の賑貸金を稟議す

同日(三月) 日詳ナ 市川支庁ヨリ罹災ノ者ニ賑貸スルニ穀代金ヲ

以テセンコトヲ甲府本庁ニ稟警ス(四月)日詳ナラ 曰

村高八百六拾九石式斗六升八合 巨摩郡

総家数六百四拾七軒

一類焼家七拾式軒

此人數三百六拾八人

此米式拾七石三斗三升

但一日老人男三合女式合ツツ

日數三十日分

此代金式百七拾七兩三分永百九拾文三分

但甲府鹹沢黒沢勝沼巳正月中旬下米

平均相場金壹兩ニ付米壹斗五勺替

但当年ヨリ戊迄五ヶ年賦壹ヶ年金五拾四兩壹分永百

三拾八文壹分

末年ハ金五拾四兩壹分永百三拾七文九分返納ノ積

内

男百七拾五人 此米拾五石七斗五升

女百九拾三人 此米拾壹石五斗八升

右ハ去巳(明治二年)十二月中ヨリ、当三月迄類焼致シ候者共ノ内、極難ニテ身元ノ者ヨリ助合受漸取続罷在候処、類焼致シ当日ノ夫食ニモ差支エ候趣ニ付、御救夫食代日數十五日分不取敢相渡当座ヲ為凌候ヘ共、此上小屋掛手当並夫食差支候由ヲ以拝借願出候間、取調候処難洪ノ段相違無御座ニ候間、書面夫食米石代当午ヨリ戊(明治七年)五ヶ年賦返納ノ積 拜借被仰付候様仕度奉存候、此段奉伺候、以上、

午三月

市川 出 衙

指令

書面類焼人夫食代貸渡方、今般飢民救助トシテ、貸下ケ金式千兩ノ内ヲ以相当割合貸渡方可取計候事、但返納年賦ノ儀ハ、迫テ可相達候事、

午四月

このうち、本町関係の西島、切石、矢細工の内訳は次の通りである。

明治二年一月中	西島村	火元一戸	類焼一六戸
明治三年一月二日夜	切石村	火元一戸	類焼一〇戸
〃〃一月二日	矢細工村	火元一戸	類焼一〇戸
〃〃三月八日夜	西島村	火元一戸	類焼一六戸

第三章 災 害

〃 〃 三月二四日夜 西島村 火元一戸 類焼 八戸

以上のほかに常葉村の罹災者に対し、一月分の食糧代を五か年返還で貸付けた公文書の記録である。わずか四か月間に本町管内に五件の大火があり、類焼とも合わせて実に六五戸が灰じんに帰しており、当時の火災はひとたび発生すると、このように多くの類焼をまねく大火に発展したことがわかるのである。

それというのも、農家の木造草屋根という可燃質建築がその要因ではあるが、何といっても当時の用水施設や、消火機器の不備、非効率をもたらした人災であったといえよう。

その後の本町関係の火災件数を列挙すれば次のとおりである。

明治三年五月十日夜 八日市場村 火元一戸焼 失

〃 九月二五日夜 西島村 〃

明治四年六月二七日夜 夜子沢村 〃

〃 八月 六日 夜子沢村 〃

明治五年一月二二日昼 古長谷村 火元一戸 類焼二二戸

(常楽寺本堂・庫裏および八幡宮焼失・焼死一)

〃 六月二七日夜 平須村 火元一戸

明治六年三月二九日夜 平須村 火元一戸

〃 七月二二日午后二時 矢細工村 類焼共七戸、土蔵壹ヶ所

明治六年八月四日前二時 平須村 居宅一戸

〃 〃 八月二八日午后二時 江尻窪村 類焼共居宅三九戸、寺一宇

〃 〃 十一月一八日午前四時 西島村 類焼共居宅六戸

明治七年一月二二日前一時 切石村 類焼共居宅一五軒、土蔵一ヶ所、同屋根一ヶ所

明治七年三月一八日午前六時 西島村 舟番小屋一ヶ所

明治一一年六月一八日 曙村 火元宅外類焼二五戸

明治一二年三月一日 大須成村 居宅一戸全焼

〃 十月 五日 曙村 火元外類焼一戸

〃 〃 十一月 五日 〃 火元外類焼二戸

以上の記録の中で、明治五年の古長谷、明治六年の矢細工、江尻窪、西島、明治七年の切石、明治一一年の曙などは、いずれも大火を誘発しており、その被害の甚大さをおもわせる。

(三) 最近十か年間の火災発生状況

別掲の表は最近十か年間の本町の火災発生状況をまとめたものである。

明治初年の火災に比べて、発生件数においてはさほどの大差はないが、類焼件数が著しく減少し、火元だけで鎮火させている場合が多くなっている。それというのも農集電話の普及による早期通報、道路改修による消防ポンプの機動性と消火力の増大、消火栓・貯水槽の普及整備による用水不足の解消など、逐年の改善整備によるたまものといふべきであらう。

火事はしばしばおこる災厄にはちがいないが、それが天災ではなくて、人災であることを、この歴史は如実に示してくれている。

昭和三八年四月、石畑部落に発生した火災は、昼火事にもかかわらず社寺とも合わせ全焼一四戸、半焼二戸と部落の大半を灰じんに

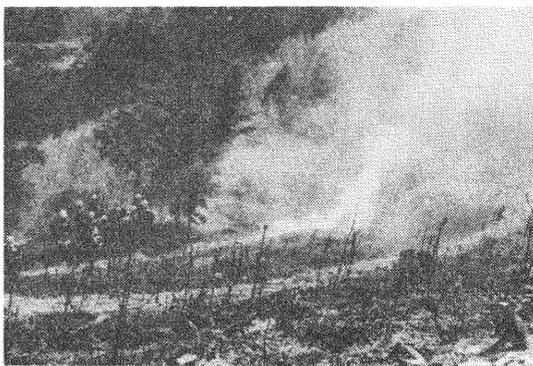
最近十年間の火災発生状況

自昭和三年  
至昭和四六年

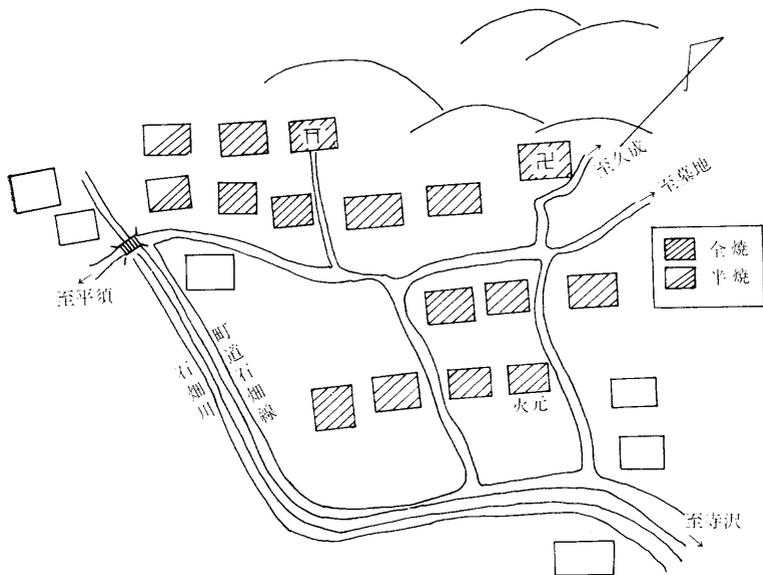
場所	年月日	出火時分	出火箇所 および原因	罹災世帯数		罹災者数	死傷者		損害者 (千円)
				半焼	全焼		死	負	
場	三七・九・三	〇・三〇	原因不明	—	二	三	—	—	五三〇
平須	三八・二・一六	九・二〇	コタツ火	—	—	四	—	—	七〇
西島	三八・四・一五	九・二〇	育雛箱の過熱	二	一八	九七	—	—	二六、〇三二
石畑	四〇・四・四	一三・〇〇	コタツ火	—	—	七	二	—	二、五三〇
夜子沢	四〇・八・一七	一五・四〇	留守宅	—	—	—	—	—	五
平須	四〇・九・二八	一一・二〇	蚕室	三	—	一八	—	—	六、五〇〇
中山	四一・四・二二	一八・〇五	風呂場	—	—	一〇	—	—	四〇
手打沢	四一・五・二二	八・三〇	原因不明	—	—	二	—	—	一、九四〇
久成	四二・三・九	一〇・〇〇	煙突	—	—	七	—	—	二、二五〇
大塩	四二・七・九	七・四〇	蚕室の 石油ストーブ	—	—	四	—	—	一、六〇〇
八日市場	四二・九・六	五・四〇	物置・火あそ び	—	二	一三	—	—	一、五〇〇
宮木	四二・九・二四	一一・一〇	車庫	—	—	—	—	—	三〇〇
下田原	四三・九・二	一・〇五	原因不明	—	—	五	—	—	七〇〇
矢細工	四五・五・三	一一・五〇	山林	—	二・八ha	—	—	—	—

帰する大火をまねいた。出火の原因は、物置の育すう箱の過熱によるものであるが、たまたま家族が所用で留守中であつたため、発見が時間的におくれたこと。部落民の大半が農作業に出かけた後で、初期の消火活動が困難であつたこと。可燃質の草ぶき家屋の密集地帯の上に加えて、火元が部落の最下方にあるため、下からの沢風に吹き上げられて、火の手が部落を席捲する結果になつたこと。部落の中央にある貯水槽の用水量では大火にまにあわず、谷川の流水も細く、駆け付けた動力ポンプの威力がフルに活動できなかったこと。部落の地形が階段状のため消防活動が困難であつたことなど、幾多の不利な条件が重なり合つて一瞬の間の大火となつてしまつた。しかしこの大火の教訓は、その後の消防対策の改善にかされていったのである。

(四) 今後の課題



鳥森山の山火事



石畑出火箇所を経図

近年日本の高度経済成長にともなつて、農村青壮年の労働力は都市へ集中し、木町もその例にもれず典型的な過疎化現象をもたらした。

た。こうした町の現状から脱皮するため、工場誘致や繁榮条例の制定など、町行政はいま新たな施策にとりこんでいるわけであるが、当面人口構成の老齢化の現状の中で、火災、風水害などの緊急災害時における町民の生命の安全保持、防災対策は過疎地域のかかえている共通の課題といえよう。

また一面では、漸次増加している新建材建築の火災時の有毒ガス発生の諸問題、ガソリン・プロパンガスなどの化学燃料の使用増大にともなう防火対策なども、残された今日の課題といえよう。

## 第二節 水 害

わたくしたちの祖先は、自然とたたかひながら、新しい土地を開き、耕し、生活の基盤をつくり新しい文化を創造し現在にいたっている。

自然とのたたかひの中で、水とのたたかひは人類史上最大の難業でもあった。「水を治める者は、国を治める」とまでいわれ、武田信玄の治水は山梨県人であればだれひとり知らない者はない治績として今日まで伝えられている。

甲府盆地には、一〇〇〇—三〇〇〇に及ぶ急峻な山々から流れ込むいくつかの河川（日川・笛吹川・荒川・釜無川・御勅使川など）があり、これらの河川は急流で、土砂運搬作用が激しい特徴をもっている。

本県における水害については第一編第二章の気象災害の項でふれ

たように、有史以来、水害の歴史はわたくしたちの祖先の生きるための苦しい歴史でもあったわけである。

本町の地形、地質を概観してみると、河川は、南北に流れる富士川と東西に流れる早川を本流とし、これに注ぐ支流（手打沢川・寺沢川・夜子沢川・曙川・江尻窪川・一色川・田原沢川など）がほぼ東西の方向に流れている。この河川の特徴は急流で、V字形渓谷をつくり、土砂運搬作用の激しい河川である（第一編第一章 水系の項参照）。地質は凝結度の弱い富士川層群、御坂層群よりなり崩壊しやすい岩相より成立している（第一編第一章 地質の項参照）。このような地形・地質の上に形成されている本町は自然の災害に對してきわめて弱い自然環境といえるわけである。

わたくしたちの祖先がこうした自然環境のなかで、生きるために自然とたたかひ、苦しみ、今日の中富町を築きあげてきた足跡を、古文書、文献、記録などをひもどきながらふりかえってみたい。

### (一) 江戸時代の災害

切石・天野晃氏蔵の文書に次のものがある。

乍<sup>ツ</sup>恐<sup>レ</sup>以<sup>三</sup>書<sup>付</sup>一<sup>奉</sup>三<sup>歎</sup>願<sup>シ</sup>候

当御代官所巨摩郡・八代両郡ノ東西川内領、富士川通両縁並ニ谷川附キ四拾屯ケ村惣代箱原村長百姓佐重郎、帯金村長百姓兼兵衛一同申<sup>シ</sup>奉<sup>リ</sup>候。

私共ノ村々ノ川除御普請ノ儀、定式並ニ急破ノ水防共、其ノ時ノ御掛リ様方御見分ノ上御普請仰付ケ被<sup>レ</sup>シ御入用米金頂載<sup>シ</sup>相仕立

テ来リ有難キ仕合セニ存ジ奉リ候。

然ル処<sup>テ</sup>ハ、先達而申上ゲ奉リ候通り枯レ痛ミ候儀流行シ川内領<sup>コ</sup>一般ニ枯尽シ其ノ外木品ノ儀去ル酉年(嘉永二年)大風難ノ節吹キ毀シ候後、自然ト國中払底ニ相成リ候、随ひ追々手遠ノ山々より買ヒ請ケ代金候、取粹類相用ひ候雜木並ニ筋廉架ノ類迄代銀者勿論山出シ運賃共高値ニ相成リ其ノ余ノ諸掛人ノ日雇賃銀ニ至ル迄多分ノ打銀差出シ候様相成リ、御入用頂戴ノ外諸入用格別相掛リ多分ノ弁金相立テ難<sup>シ</sup>至極仕リ、村々一統当惑歎ノ余リ去ル巳年(弘化二年)以来追々御支配御役所様ニ御歎願申上ゲ奉リ候処、御普請ノ儀ハ御田地御田<sup>ミ</sup>ノ儀冥加ト程篤ト相弁エ手厚ク相仕立候様精々御了解仰セ聞カ被レ、是迄出精相励ミ候エドモ、実ニ川除御普請村々ニ限リ辛若困窮話マリ仕リ、御年貢御上納方ニ茂相関<sup>カ</sup>リ候義ト心配仕<sup>テ</sup>リ行値段御割増ノ儀當夏中ニ歎願奉リ候処、願書御伺成<sup>シ</sup>下され候趣、仰せ渡され一同有難ク安心罷<sup>リ</sup>有リ候処、其ノ後七月以來、都合三度ノ大満水ニ而御普請所多分ニ流失破損いたし、其ノ外自普請所<sup>ト</sup>逆茂<sup>ト</sup>同様ノ儀ニ而、来ル亥春(嘉永四年)御普請御目<sup>モ</sup>見<sup>ミ</sup>下され候共、前件申上ゲ候通り諸色格別払底高値ニ而行値段御割増而已ニ而者外ノ諸品弁金仕<sup>レ</sup>ル可キ手段御座無ク村々途方ニ暮レ、猶又今般恐レ願ミズ願上<sup>テ</sup>ゲ奉候、何卒格別ノ御慈悲ヲ以テ来亥年雜木並ニ筋廉架ノ儀七割増ノ御入用下シ置カレ候様願上<sup>テ</sup>ゲ奉候、尤モ右ノ通り割増下シ置カレ候共、矢張り弁金相立テ候エドモ夫丈(不定)ノ儀ハ何分ニ茂才<sup>モ</sup>覚<sup>カ</sup>(くめん)仕<sup>リ</sup>入念ニ相仕立テ申<sup>ス</sup>可ク依<sup>レ</sup>之村々買入レ直段ト御定直段ノ差引金弁金相立候分ヲ別紙仕<sup>ス</sup>可ク差<sup>シ</sup>上<sup>テ</sup>ゲ奉<sup>リ</sup>候間、余儀無キ訳柄<sup>ヲ</sup>厚ク御賢察成<sup>シ</sup>下シ置カレ、願<sup>ノ</sup>通

リ割増仰付ケラレ御普請丈夫ニ相仕立テ御田地ヲ守護シ御百姓永統仕<sup>リ</sup>候様、御隣<sup>リ</sup>恣<sup>ニ</sup>御沙汰<sup>シ</sup>偏<sup>ニ</sup>願上<sup>テ</sup>ゲ奉<sup>リ</sup>候、

右願ノ通り御聞濟<sup>ミ</sup>成<sup>シ</sup>下シ置カレ候ハバ、村々大小百姓相助カ<sup>リ</sup>、莫大ノ御仁恵ト有難キ仕合セニ存ジ奉<sup>リ</sup>候 以上

(一八五〇)

嘉永三戊年十一月

當御代官所

東西川内領四拾壹ヶ村惣代

箱原村佐重郎

帶金村兼兵衛

市川御役所

御普請御掛<sup>リ</sup> 御役人中様

(別紙)

一、菱牛組耆組

但雜木行代共

御定値段

代永貳百貳匁三分 但金老兩ニ付甲金三拾九匁

替村々買入値段

甲銀拾四匁 代永三百五拾九文(定値段の一・七倍)

差引

永一百五拾六文七分 全テ弁金ニ相来リ申候

一、中梓耆組

但雜木なわ代共

御定値段

代永六百文五分

村々買入値段

甲銀四拾八匁 但兩替前同断 代永壹貫貳百三拾文七分(定値段の二倍)

差引

代永百三拾文貳分 全テ弁金ニ相来リ申候

一、大梓耆組

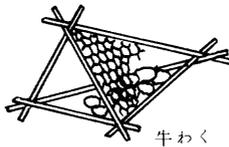
但雜木繼代共

御定値段

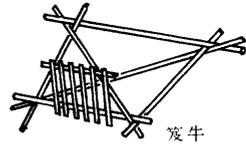
代永壹貫四百拾九文八分

一、沈棹老組  
御定値段 代永七百拾七文七分  
村々買入値段 甲銀五拾六匁 但兩替前同斷 代永壹貫四  
百三十拾五文九分(定値段の二倍)

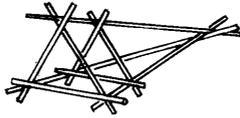
村々買入値段 甲銀八拾五匁 但兩替前同斷 代永貳貫百  
七拾九文五步(定値段の一・五倍)  
差引 七百五拾九文七分 全テ弁金ニ相来リ申候



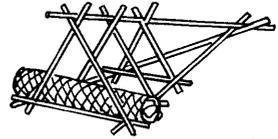
牛わく



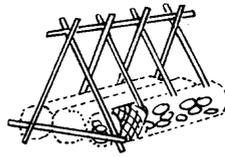
笈牛



川倉

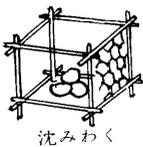


ひじり牛(大聖牛)

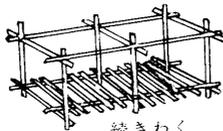


うし 尺木牛

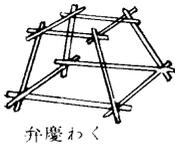
本図は安芸鮫一氏著 洪水の話による。



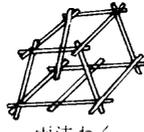
沈みわく



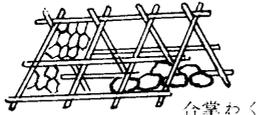
続きわく



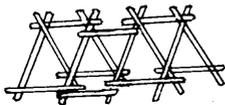
弁慶わく



両法わく



合掌わく



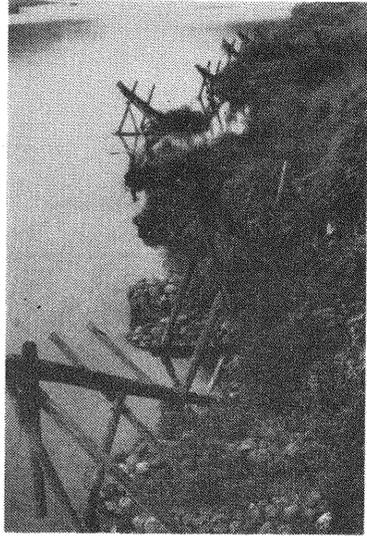
わく

昔の棹治山・治水

一、筋廉染 壹束 但四尺打違五尺繩メ

一、大聖牛 老組 但雜木竹なわ代共  
御定値段 代永壹貫六百四拾五文三分  
村々買入値段 甲銀九拾六匁 但兩替前同斷 永貳貫四  
百六拾老文五分(定値段の一・五倍)  
差引 永八百拾六文貳分 全テ弁金ニ相来リ申候

一、中聖牛 老組 但雜木竹なわ代共  
御定値段 代永六百拾四文三分  
村々買入値段 甲銀四拾五匁 但兩替前同斷 永壹貫百五  
拾三文八分(定値段の一・九倍)  
差引 永五百三拾九文五分 全テ弁金ニ相来リ申候



手打沢の大聖牛

御定値段

代永六文式分 村々買入値段 右彦束 代甲銀八分、但兩替  
 前同断此永式拾文五分 (定値段の三・三倍) 差引 永拾  
 四文三分 全テ弁金相来り申候  
 一、蛇籠 彦本 但長五間差渡彦尺七寸  
 御定値段  
 代永六拾式文七分  
 但甲金巻兩ニ付米百式斗替 米九合二勺七才 代甲銀三分  
 七厘 此永九文五分 式口合永七拾式文式分  
 村々買入値段 右彦本 甲銀七匁五合 此永百九拾式文三  
 分 但式百かご甲金巻兩ニ付拾六本替 (定値段の三倍)  
 差引 永百式拾文式分 全テ金ニ相来り申候  
 右之通り取調書差上ゲ奉り候  
 当 御代官所

巨摩 八代 兩郡定式御普請所

東西川内兩縁並ニ谷川附共四拾ヶヶ村物代

箱原村 佐重郎  
 帯金村 兼兵衛

文中の川除普請とは、堤防を固め河川の底をさらい、氾濫を防いだ水防工事のことである。幕府の事業によるものを公儀御普請、一村一郷の農民が自力で行なうものを自普請と呼んでいたが、富士川を始め主な小河川は公儀御普請所であった。この文書は川除公儀御普請の御定値段、つまり物価高騰にともなう公定費用の値上げを要望した東西川内領四一か村の歎願書である。

歎願書に見えるように、水防工事資材費は御定値段より、村々買入値段(実費支出高)はおよそ二倍となり、その分は各村の村入用費(村費)で支弁しなければならなかった。幕末の水防工事費の農民に与えた負担がいかに重かったかがしのばれる。公儀普請が御定値段の据え置きで漸次農民の自普請に肩替りされていたわけである。江戸時代の水害の記録を青山靖氏の「富士川水運史年表」によってみると次のようである。

年号	西 曆	事 項
慶長十二	一、六〇七	○三月 角倉了以富士川開さく高瀬舟を通ず
慶長十七	一、六一二	○富士川洪水(治水)
寛永 八	一、六三一	○富士川洪水(治水)
承応 三	一、六五四	○この年大雨続き諸川氾濫



延享 四	一、七四七	○八月十八日 国中の諸川増水 ○この年御手伝普請役を設け、東西河内組普請は中川修理大輔、河内以外國中全部を松平勝五郎が之に当る(水害)
宝曆 七	一、七五七	○五月三日より七日まで霖雨、十日に至り大雨増水となる。
天明 二	一、七八二	○五月三日 鰻沢宿床上浸水あり、これを「天明の水」という
天明 六	一、七八六	○七月十四、五日 大地震 ○夏中より雨天打続き、諸作出後れ実のり悪しく、諸国大満水凶作米穀高値に相成云々(最勝寺文書)
寛政 二	一、七八〇	○八月十九日 夜大風雨大荒れ、鰻沢河岸御米蔵台まで浸水し商人塩荷など損耗(原田家文書)
寛政 三	一、七八一	○八月五、六日 大水 二〇日昼時より大風出水、……廿三日も大水 このため廿七、八両せし米州七兩となり、塩も大値上りとなる、九月三、四日 五ツ時まで大雨と都合四度の洪水あり
寛政 八	一、七九六	○八月 大風雨洪水あり(水害)
享和 二	一、八〇二	○六月 笛吹筋出水 大満水あり
文化 元	一、八〇四	○この年大満水(大久保文書)
文化 二	一、八〇五	○この年大満水あり(大久保文書)

文政 六	一、八二二	○金川其の他国中の諸川氾濫(水害)
文政 十一	一、八二八	○富士川洪水、鰻沢地内浸水家屋百七、八十戸、床上二尺に及び下流三十尺の増水にて岩松村雁堤の備前堤決潰、十数ヶ村に浸水あり
天保 七	一、八三六	○八月二十日 郡内騒動発起し、八月に至り諏訪・沼津藩より出動鎮撫
嘉永 七	一、八五四	○十一月四日 大地震あり、鰻沢河岸諏訪御米誌蔵崩壊(樋口家文書)
安政 元	一、八五五	○五月三十日 富士川洪水、下流岩松村松岡水神下堤防欠壊東部十一ヶ所浸水
安政 四	一、八五七	○五月十七日より大雨あり、廿八日富士川出水、青柳村八幡下字外河原三町歩余欠地
慶応 三	一、八六七	○八月 富士川洪水、鰻沢地区浸水戸数二百戸以上、床上浸水は文政十一年の際より一尺以上高かりしという(鰻沢文書)

以上、青山氏の水運史から災害関係の記録を年代順に見てきたわけであるが、鰻沢、青柳に洪水が発生する時は当然本町にも発生しているわけで、むしろ鰻沢以上に災害がひどかったとも想像されるのである。

このように水害や飢饉が続くなかで、川除普請は幕府の負担により続けられたわけである。この川除普請は当時の農民の生活を維持

するための田畑を守るたたいであったが、そのことは同時に幕府財政の基盤である年貢徴収に直接ひびく一大関心事であったわけで、川除普請が幕府の公費によって負担される理由もそこにあった。各地区の川除普請文書により当時をたずねてみよう。

宝曆十年西島村・村差出帳ノ内御普請関係文

一、富士川通川除御普請郡中割ニ而年々御普請仰付下し候

堤 沢 長三百六拾間 巾貳間より三間迄

唐 沢 長老百拾四間 巾六尺より九尺迄

初 沢 老百七拾六間 沓間より三間まで

南土井沢 八拾間敷 五尺より七尺迄

右五ヶ所之内堤沢、お禰切沢、初沢三ヶ所へ前々より御普請ニ而御座候 沓ヶ所へ自普請ニ仕り候

富士川御普請所

一、堤 長六拾八間 敷三間 高九尺

富士川通りお禰切沢より下川原一ノ出迄御普請所

一、堤 五百六拾間 敷三間より四間迄、高老丈貳尺より五尺まで

一、土はし 六ヶ所 下河原、さいの神、沓里つか、所々、窪尻、宮の前、

一、悪水貫掘五ヶ所 ふちのはた、さいの神、久保尻、下河原宮の前、

是ハ当地窪ニ而富士川水湛工申スニ付七拾老年以前(元禄一年)

朝日奈藤左エ門様御代官所之節、迷惑ノ由御訴エ仰仕り候へば御見分ノ上、畑場五反廿八歩御潰シ水貫堀仰付ケ被レ右反別永引地(永代免租)ニ仰付ケ下シ置カレ候

この文書によってわかるように、西島村の場合にも水防工事には領主の御普請と村費負担による自普請とがあったわけである。自普請の場合は唐沢、南土井沢のように比較的小規模工事であり、今日的に言えば、国・県・町村河川の等級別といえよう。

宝曆十二(一七六二)年  
此度御尋之書上帳  
午六月 甲斐園切石村

(切石・天野晃氏藏)

一、当村御普請所 但 富士川通 夜子沢川通 寺沢川通

寅年(宝曆八年) 御普請無御座候

卯年(宝曆九年) 御入用米九斗六升六合七勺

辰年(宝曆一〇年) 之儀ハ御仕様帳紛失仕り相知レズ候

巳年(宝曆一一年) 御入用米貳石貳斗七合老勺

午年(宝曆一二年) 郡中割合五両三分 永貳百文四分

右者此度ビ御尋ニ付逐一吟味之上書上候趣書面之通少茂相違

無御座候 以上

宝曆二年 午六月

巨摩郡 切石村

名主 定右衛門  
長百姓 六右衛門  
平 蔵  
百姓代 孫右衛門

江戸時代における切石村の定式川除御普請場所は村域の富士川、夜子沢川・寺沢川の三河川でこの文書は宝暦年間の川除御普請の工事状況報告書である。

奉<sub>レ</sub>請取<sub>ル</sub>米金之事

(切石・天野晃氏蔵)

右者<sup>へ</sup> 寺沢川・夜子沢川通私共村方地内当戊午年定式川除御普請御入用諸色代人足賃永御扶持米共書面之通り残らず御渡し成られ請取り奉り候処仍て件の如し

文久二戊午(一八六二)二月

当 御代官所

甲州巨摩郡 切石村

百姓代 利兵衛<sup>印</sup>  
長百姓 圭蔵<sup>印</sup>  
名主 重左衛門<sup>印</sup>  
市川御役所

右の文書は、定式川除<sup>じようしき</sup>御普請費用、人夫賃の請取証である。

明和二年(一七六五) 為御目論見 服辺助市郎様  
酉春 早川入村々往還道並川除御仕様帳

御普請役

大河内庄右エ門様  
渡 辺市三郎様  
下山 仙太郎様

高(村高) 百拾五石壹斗六升九合 江尻窪村  
早川入往還字本□

一、棚道 長八間 耆ヶ所

是へ右入用 松木 拾三本 長貳間 末口四寸

一、人足 五拾九人五分

高 百拾五石壹斗六升九合 江尻窪村

鳴川通大淵

一、石脇付 長八間 平均 高五尺 横三尺

此石 三坪三合

同川通 新田

一、石積 長三間 此石三坪壹合 平均 高五尺 敷三丈

梨子川通遅喰

一、石段附 長拾貳間 平均 高五尺 横三尺

三口合 拾壹坪四合 但石取耆丁 耆坪四人

人足 四拾五人六分

一、蛇籠 九木貳分 此石貳坪九合 人足拾耆人六歩

小以(小計) 米五斗壹升五合貳勺

金耆両永百三拾四文貳歩

(江尻窪区蔵)

そのほか「早川入往還定式御普請御仕様帳」には次の記録がある。

○天明六（一七八六）年

早川入往還道 棚道一四間 巾六尺

びわくび、いもぞうり

早川入往還字首打 投渡橋 長四間 巾六尺

○安政六（一七九四）年

西ノ沢 投渡橋 長五間 巾六尺

梨子川通 石脇附延長 二十間

遅喰 原沢道（西の笹） 石脇附延長 五拾四間

早川入往還 江尻窪村

一、棚道 延長 二十八間

びわくび、沢の神、竹の入、いもぞうり

○文化二（一八〇五）年

早川入往還（草ぞうり、西沢、竹ノ入、びわくび）

棚道延長 五拾五間 巾六尺 九ヶ所

○文化六年（一八〇九）年

早川入往還 棚道延長 三拾六間 巾六尺 六ヶ所

びわくび、竹ノ入、外西沢、いもぞうり

○天保三（一八三二）年

石脇付延長 武拾五間 梨子川通河原 同川通 べたや

遅喰 戸西

文政一三（一八三〇）年  
当寅春定式川除御普請出来形帳

甲州巨摩郡 伊沼村

（伊沼、佐野和彦氏蔵）

高（村高）拾壹石七斗三合

富士川通

一、大聖牛 四組 一、蛇籠 四拾三本八歩

金 拾壹両壹分 永八拾文七歩

安政九（一八六〇）年

当申春定式川除御普請出来形帳

三月 巨摩郡 手打沢村

（手打沢区蔵）

甲川巨摩郡手打沢村

名主 源 左衛門

長百姓 文 藏

百姓代 安 兵衛

安政七年二月

御普請御掛り御役人中様

手打沢川通

一、菱牛 八組 六ヶ所 右入用 雑木 七拾貳本

二、蛇籠 拾五本三分

三、瀬波

右寄 永老貫八百九拾六文五歩 蛇籠 拾五本三分

人足 八拾五人三歩

小以(小計) 米七斗六升五合九勺 代金壹兩永百四拾八文七

分、金三兩三分永百五拾文八分

万延二酉二月(一八六一)

当酉春川除御普請出来形帳

巨摩郡 手打沢村

(手打沢区蔵)

手打沢川通町や壱番

一、堤切所 長三十間 高五尺五寸 高踏六尺 敷卷丈七尺

同所統下

一、田欠所 長拾三間 平均高五尺 横六尺

宮ノ前 打越三ノ出

一、堤切所 長貳拾四間 一、同場所 長貳拾三間

せき口

一、同切所 長五拾間

右寄 永九貫四拾三文九歩 蛇籠 百九本九歩

人足 千百九拾七人六歩

小以 米九石八斗八升八合七勺

金貳拾八兩貳分 永貳拾九文七分

百姓代 重 良 右衛門

長百姓 源 左 衛門

名主 長 右 衛門

早川入往還定式普請御仕様帳

(江尻窪蔵)

○ 差上申一札之事

一、米六斗五升四合壹勺

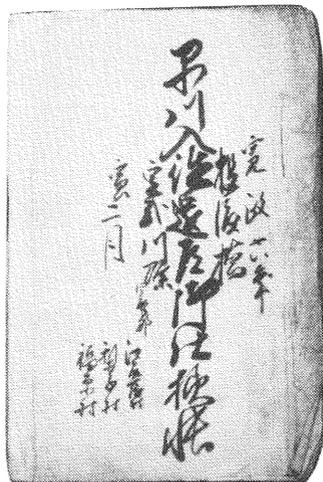
一、米七斗壹升貳合九勺

一、米六斗三升三合七勺

中山村

湯島村

笹走村



早川入往還御仕様帳

一、米七斗七升五合壹勺

一、米壹石七斗壹升壹勺

金 壹兩壹分 永 四拾三五五歩

一、米三斗六升六合貳勺

一、米三斗九升

一、米五斗三升九合貳勺

一、米五斗四升六勺

大原野村

保 村

江尻窪村

梨子村

新倉村

早川村

合米 九石壹斗八升式合四勺

金 壹両貳分 永 貳百文五歩

右村々用水路、棚道橋、定式御普請所之儀、来ル丑より老ケ年書面之米金高を以テ年季定請ニ仰付候間、年々念入りニ御普請相仕立可ク旨仰渡被レ承知畏ニ奉リ候、尤モ年季中餘時御普請有之節ハ御組込ニ相成リ年季送り之積リ相心得可ク旨、是又仰渡候、承知奉リ候、依而御普請証文差上げ申ス処件ノ如シ

嘉永五(一八五二)子年三月 日

中山村 名主 差兵衛

長百姓 伝兵衛

百姓代 清左得門

江尻窪村 名主 熊蔵

長百姓 菊右衛門

百姓代 藤平

梨子村 名主 伝四郎

長百姓 弥藤太

百姓代 儀右衛門

市川 御代官所

江戸時代における水防の主たる対策は川除普請であるが、これと関連して農民の水防心得や、護岸のための公林(竹林、御林など)の管理がきびしくおこなわれていたことが、次の文書によってわかるのである。

被仰渡御條目

享和三亥年正月

(手打沢・深沢敬喜氏藏)

一、川通出水之節ハ惣百姓一同罷出水防いたし御普請大破損に及ばざる様取斗はからひ水防用具常に心懸け置き申す可く候事

享和三年(一八〇三)巨摩郡

被仰渡案文 江尻窪村 遅沢村

梨子村 福原村

亥十月 名主 文右衛門

(江尻窪区藏)

一、川通り村々堤切所出来候儀、多くは水防方等閑より之事ニ候

依之川筋最寄組合を定メ出水之筋ハ人足指出相防ぐ可く候

用具等ハ常に心懸ケ置キ指支相成らざる様、地元ニ而取計

ふ可く、尤も組合相定メ候ハバ其ノ段相届ケ可ク候

一、御林之竹林枝葉下葉迄御用之外伐刈致ス間敷ク候、御林透候

場所ハ申合セ苗木植付ケ申ス可く候事

右、被仰渡之趣、小前百姓残らず読み聞かせ、逸と承知畏み奉

り、依之御普請連印指上げ申シ候 以上

亥十月 巨摩郡 江尻窪村、遅沢村、梨子村、福原村

市川 御役所

山田茂右衛門様

御法度書

明治元年

(切石・依田明氏藏)

二九条の御法度条目のうち、水防に關しては、

一、川筋大水之時名主始メ惣テ百姓残ラズ罷り出、堤川除切レザル様相防ギ申ス可ク候、道橋損ジ候ハバ、往來之障リ田畑作物ノ障リ等ニ成ラザル様、小破之時分ニ早速修復加エル可ク、自普請成リ難キ場所ハ訴エ出可ク、吟味ヲ遂ゲ申付け候且亦往還筋請取り之町場(受持区域)ハ常ニ油断無ク道橋破損之レ無キ様心掛ケ可キ事。

明治維新を迎えたとはいへ、初期は依然として江戸時代の御法度書の継続であった。

宝曆一〇年(一七六〇)  
村差出帳  
辰九月 西島村

一、御竹藪並御川除場所御制札式枚 但耆ヶ所(後記覚書のこと)

岩崎富士川面 長八拾間 横平均拾九間半

一、御林 耆ヶ所 此反別五反式畝

おね切沢

一、御林 耆ヶ所 長四拾貳間 横平均拾九間

此反別貳反六畝拾八歩

古舟場

一、御林 耆ヶ所 長八十間 横平均十壹間耆尺

此反別四反三畝拾貳歩

同所古舟場道上

一、御林 耆ヶ所 此反別貳反式畝耆歩

同所下

一、笹藪 耆ヶ所 村支配ノ藪 長八十四間 横廿貳間

是ハ笹竹地柳生之申候 満水之節ハ所々欠ケ破損仕リ候

差水留メなきそだ又ハ難所ノ道橋様に御入用丈来(切)申候

そのほか堤沢沿いに百姓竹藪(私有地)式か所、百姓竹堤が耆か所であった。

文中の笹藪は村有林で洪水の際の防水用に、また道や橋の修理の際に伐採して利用されたが、御用竹林の管理はきびしく無断伐採はもちろん、竹の子、下草たりとも手をつけられなかった。次は御用林に立てられた御制札二枚の内容である。

高札 覚 (訳文・西島区蔵)

一、此御藪において竹は申すに及ばず下草たりとも伐採るべから

ず、勿論竹子生(たのこ)え候節御竹藪堅く立入間敷く若し相背くもの之有らば申出ずべし、見のがし致すにおいては其の者共曲事(せまこと)

(罪科)申付け可く者也

元文四年正月 名主 弥左衛門

覚 (西島区蔵)

一、川通 土手其の外川除場の竹木猥りに伐採申す間敷き事

附<sup>つ</sup>下草刈取り申す間敷き事

一、川除蛇籠尺木等ほり取り申す間敷き事

附 土手其の外川除之上断りなくして通路致し間敷き事

一、川除場踏あらし又は牛馬放し間敷き事

右之条に相背く者は曲事<sup>くまこと</sup>(罪科)に為<sup>す</sup>べきもの也

(一七三九)  
元文四年正月

次の文書は、力者<sup>りきよ</sup>による御林の管理の請け証文である。

差上げ申す御請証文之事

(西島区蔵)

当村御林並に御普請所之儀、当年五月より来る亥五月迄五ヶ年之間守方御請仕り候上者平生油断無く見廻り、新竹之時節者別而大切に相守る可く申し候

万一人勤方成らざる儀之れ有り候はば加判之者に而御差支え相成らざる様相勤め申す可く候 後日の為御請証文差上げ申す処仍て件の如し

(一八三四)  
天保五年五月

力者 弥市 右衛門  
親類 彦 右衛門

通常護岸用御林の管理は、非人番<sup>ひにんぱん</sup>といわれる村雇いの賤民による番人があつたが、西島村の場合、第二篇町の歴史第一章地名の歴史の項にあるように、力者がこれにあつたのである。

もともと力者部落の人たちは築堤工事のため入村したと考えられているが、後世にはこの御竹林材の払下げで「かご細工」渡世をし

ていた。このことは宝曆一〇年の明細帳でも明らかである。

江戸時代の災害として嘉永七年(十一月二十七日より安政元年)一月四日の大地震の文書がのこされているので道路、橋関係について記しておきたい。くわしくは町の歴史編を参照されたい。

嘉永七年一月

地震ニ而及大破候場所目論見帳

巨摩郡 矢細工村

(矢細工区蔵)

一、高 八拾四石三斗六升四合

一、拾耆町道之内

附替

巨摩郡 矢細工村

字目夜平

拾貳間 岩切下ゲ

字牛くび

六拾間之内 貳拾四間耆丈

切下ゲ棚橋

字北牛首

拾貳間 岩切下ゲ

三拾六間

方橋

字切通し

貳拾間 右同断

右六拾間棚道並びに方橋

此入用 柱木

梁木 枝木 敷木 押木

親木メ 四百拾八本

右入用 杭木

大留木 柱木 梁木 敷木 押木

親木メ 貳千五百本

石工外貳百人 此賃銀五百匁 但耆尺ニ付銀貳兩五分宛  
人足九百八拾人

年号 (明治)	事 項
元	○釜無川、御勅使用川氾濫す ○洪水ありたるも記録なし
三	○富士川増水三呎、堤防四三ヶ所欠潰、農作物被害
八	○荒川、桂川、富士川の増水甚し、死亡七、流失家屋八三戸、堤防欠潰二九三ヶ所、農作物その他の被害一九六、〇〇〇円
一一・九	○笛吹川増水二・五呎、富士川増水三・六呎、堤防欠潰三四ヶ所、笛吹川流域被害最大、他被害あり
一二	○富士川増水二・五呎、堤防欠潰一七、破損七六
一四	○富士川増水四・五呎、釜無川二・七呎、堤防欠潰

(二) 明治年間の災害

(山梨県政六十年誌による)

此扶持米七石三斗五升 但老人ニ付米七合五勺  
 此代銀五百五拾匁匁式分五厘但尅升ニ付銀七分五厘宛  
 合銀匁匁五拾匁匁式分五厘  
 此金拾七匁匁匁 永式拾四匁八分  
 右者地震ニ而及大破場所得与相改メ目論見帳奉差上候処相違  
 (一八五四)  
 無御座候  
 嘉永七寅年十一月

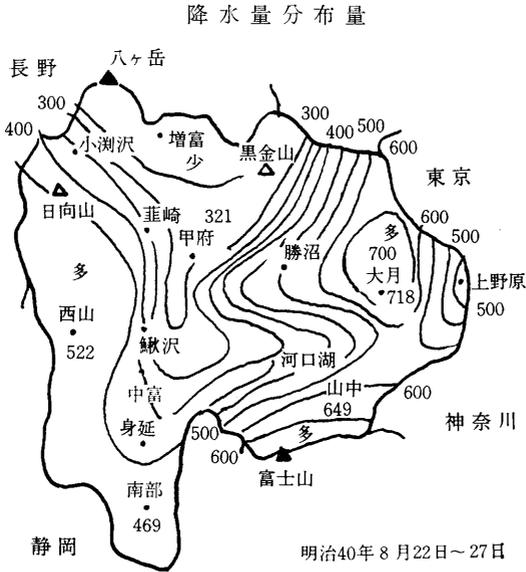
矢細工村 名主 勝兵衛  
 長百姓 文左衛門  
 百姓代 兵右衛門

一五・九	○二二ヶ所、釜無川流域最も被害大、農作物その他被害一二四、一八〇円 ○堤防欠壊流失甚大、人家破損四、四一一戸、農作物被害一、九五〇、〇〇〇円、塩川筋慘状を呈す
一八・八	○各河川出水、堤防欠壊五九八ヶ所、橋梁流失二二二ヶ所、死傷二九人、家屋破損三〇〇〇戸、浸水二、一一一戸。
二五	○笛吹川筋特に日川最も被害大、河口湖畔これに次ぎ死者六、家屋破損五六〇戸、堤防欠壊一八三ヶ所、橋梁流失一、二二五ヶ所。
二九・九	○釜無川流域被害最大、死者三三、破損家屋五〇〇戸、堤防欠壊三二九ヶ所、道路流失二、四四五、
三一・九	○九月五日から七日まで三日間豪雨、河川悉く氾濫し、山岳崩壊甚しく北巨摩最大、中巨摩、東八代これに次ぐ、死者一五〇、流失家屋四五〇戸、田畑流失一、二〇〇町歩、侍従差遣さる
三九・七	○荒川の被害大、甲府南部浸水二呎以上、上流清川陸沢両村家屋十数戸流失、塩川の被害これに次ぐ
四〇	○別記
四三	○別記

(1) 明治四〇年の水害

明治四〇(一九〇七)年の水害については、第一編一章の気象と災害の項でふれておいたが、当時の気象状況は、八月二日早朝より雨が降り出し二八日まで降り続いた雨台風であった。これは本土に同時に二つの台風が接近したためである。このため県下各地に大

雨が降り、甲府盆地以北の山岳地帯で二五〇—三〇〇ミリ、その他はほとんど四〇〇ミリ以上の降雨があり、丹波山村で六〇九ミリを記録した。特に本県の東部地区の降水量が多く、日雨量一〇〇ミリを超える日が二日もあり、谷村では三日も続いたことが記録されている。(県下降水量分布は左図のようである)



明治40年 8月22日～27日

山梨県の気象 (75年報)

○台風被害については次の表のようである。  
死亡 一三三人、傷害 一八九人の多数にのぼっている。

第一表

昭和40年の被害表

山梨県水害史より

市 郡 別	人(人)		家				屋 (戸)			
	死	傷	全壊	半壊	破損	流失	計	床上	床下	計
甲 府 市	—	—	—	—	—	—	—	20	23	43
東 山 梨 郡	29	41	81	418	217	1113	1829	448	361	809
西 山 梨 郡	—	26	59	115	206	69	349	1032	779	1811
東 八 代 郡	79	61	302	520	1005	1516	3343	2303	1133	2436
西 八 代 郡	—	—	54	44	430	106	634	923	170	1093
南 巨 摩 郡	2	5	292	333	474	338	1437	1523	435	1958
中 巨 摩 郡	5	15	88	128	1433	148	1797	3,853	816	4669
北 巨 摩 郡	—	—	5	2	12	89	108	205	532	737
南 都 留 郡	31	5	140	104	183	316	743	154	100	244
北 都 留 郡	37	36	246	64	468	825	1603	94	253	347
計	233	189	1267	1728	4428	4500	11943	10555	4602	15157

(2) 明治四三年の水害

(『富士川水運史』青山氏)

○八月九日 降雨一日まで三日に及び県下大洪水、富士川増水二丈七尺五寸(平時二尺五寸)

○八月一九日 水害のため米価高騰、東京期米相場、出水前拾三円五拾銭、この日に至り、拾五円六拾銭、当地正米は廿四円となる。

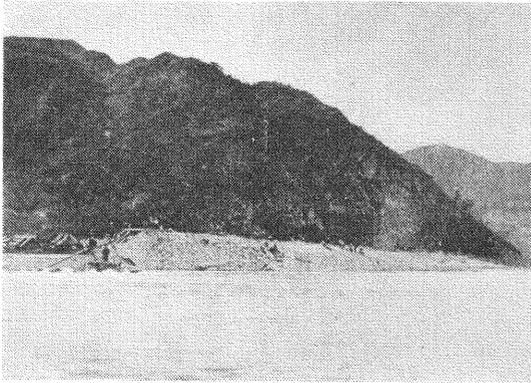
○八月廿三日 水害状況視察のため内務省堀田書記官、熊谷知事の一行拾四名來町

○一〇月七日 夜町

民富士川河原に五百名余集合、治水問題にて陳情することに決定、県庁に赴き、手塚・秋山兩代議士の斡旋にて代表者知事に面接す(中込日記)

○一〇月一四日 全国治水会議開かれ富士川治水国庫支弁編入に決定

○この年、治水対策県民大会甲府機山館に開催され、委



明治43年の水害一西島岩崎付近

員を挙げて治水対策を陳情と決定(中巨摩郷士)  
 ※ 甲府では、八月廿〇日間降雨があり二日一七日まで一二日を除いて毎日雨が降り続いた。降水量五八三<sup>ミ</sup>リ、一〇日の降水量、一二二・八<sup>ミ</sup>リ。

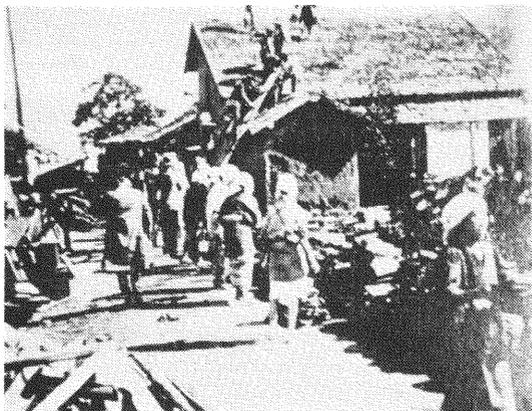
(三) 大正時代の風水害

(山梨県政六〇年誌による)

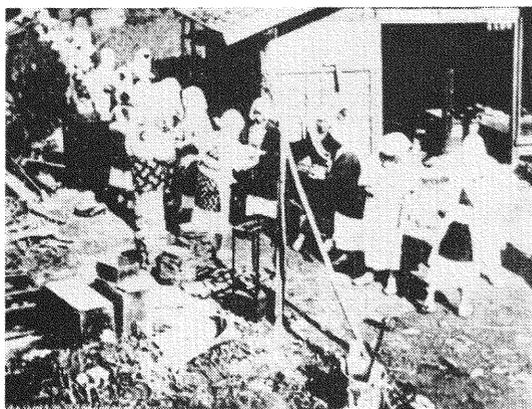
この時代は大きな風水害はなかったが、一応、これらを列記すると、次のとおりである。

年	月 日	降雨量	最大日雨量	原因	記 事
元年	九月二一日	二二八 <sup>リ</sup>	七二 <sup>リ</sup>	台風	被害額 一三四五、八八一円
二	八月二六日	四九 <sup>リ</sup>	四〇 <sup>リ</sup>	〃	被害額 八三、二七八円
三	八月二七日	一三三 <sup>リ</sup>	一〇六 <sup>リ</sup>	〃	被害額 一、三五〇、四三三元
六	九月二三日	二四六 <sup>リ</sup>	一〇二 <sup>リ</sup>	〃	被害少
八	九月二九日	二二〇 <sup>リ</sup>	六八 <sup>リ</sup>	〃	被害額 六二二、八〇九円
九	八月二二日	一五四 <sup>リ</sup>	九五 <sup>リ</sup>	〃	南都留郡下被害多し
一一	八月二六日	二三七 <sup>リ</sup>	一一六 <sup>リ</sup>	〃	被害少
一二	六月九日	一三一 <sup>リ</sup>	一二六 <sup>リ</sup>	不連続線	被害額 四九四七、〇七六円
一四	八月一四日	二三四 <sup>リ</sup>	一〇七 <sup>リ</sup>	台風	主として東山梨、東八代、南都留郡下に被害多し、二、〇四八、七五八円

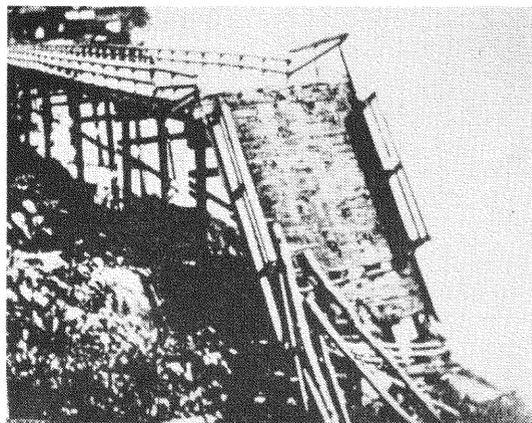
昭和10年手打沢部落の水害



1、流失寸前の家屋解体作業



2、屋根瓦の手渡し



3、流失した手打沢橋

(四) 昭和時代の水害

昭和時代の本町に關係する主な水害について次に記してみたい。

(1) 昭和一〇年の水害

この年、八月以降天候は梅雨型を繰り返し、氣象七五年報によると、晴天は八月が一〇日、九月が一一日であとはほとんど雨天である。

り、九月二一日―二六日までに甲府では四一九・五<sup>ミ</sup>の降水量が記録され、峽北、国中および富士川流域に多大の被害をもたらしている。

県下の被害は、死者、行方不明四四名、傷害二六名、家屋の流失六八戸、全潰、半潰八八戸、床上浸水一、一四六戸、床下浸水三、六二〇戸、田畑の流失、埋没、浸水、冠水四、七八六町歩(二、四四九・三二四円)などである。山梨県政六〇年誌には「本川富士川筋

に於いては下流右岸南巨摩郡静川村手打沢地内の惨害もつとも甚しく、即ち本流は手打沢部落に氾濫突入し、耕地、宅地など数町歩、人家数十戸（実際には二〇戸）を押し流して忽ち河原と化し、更に府県道甲府静岡線二〇〇号及び手打沢橋を流失した」と記されている。

掲載した写真(1)は、流失寸前の家屋の解体作業。写真(2)は、解体した瓦や、材料を手渡しで安全場所に運搬する婦人会員。写真(3)は、流失した手打沢橋。写真に見られるように、たすきがけの婦人会の人たちが救援作業に活躍している。婦人会員が、エプロンがけ、モンペもはかない姿で働いている。流失した手打沢橋は、現在の堤防付近にかけられていた。また宿通りは現在の河筋になっているところで、甲南中学校前の道は旧県道である。

当時の思い出として、手打沢は柿の木が多く、ちょうど秋のはじめで鈴なりの柿の木を切り倒し、川除けのため太い鉄線でゆわえ河に流し込んで崩壊を防いだが、たちまちのうちに押し流されてしまったことや、大ぜいの人たちの眼の前でたくさん家が濁流のみに込まれていく状況が眼に浮んでくる。さらに、一〇月は小学校の運動会であったが、せっかく練習したり、白シャツ、運動靴を新調したのに中止になってしまった。（当時、運動靴を買ってもらえるのは、春の遠足、秋の運動会の二回で子どもにとっては寂しい年であった。）静川小学校（当時、切石尋常高等小学校）ではその後数年運動会を実施しなかった。この時の出水は、本町では、明治四〇年、四三年の台風以来の大惨害であったわけである。

(2) 昭和二〇年の水害

戦時中の森林の過伐、松根の乱掘（戦時中、航空燃料が不足し、松の根を蒸し焼きにして松根油を作った）などにより、山地が荒廃し、ひとたび大雨があると各地に崩壊がおこり土砂が流失し、多量の流木による各河川の堤防の欠損や、人家、耕地の流失、埋没、浸水がおびただしかった。死傷、行方不明四八名にのぼっている。

○ 昭和二年の水害 カザリン台風来襲

○ 昭和三年の水害 アイオン台風来襲

○ 昭和四年の水害 デラ、キテイ、パトリシヤ台風来襲

このように終戦直後は台風災害は毎年続き、進駐軍政下における台風への女王名呼称のご愛きょうも、当時の日本人にはちぐはぐな感じでしかうけとめられなかった。

(3) 昭和五年の水害

六月一〇日―四日、七月二七日―二九日および八月四日―五日の前後三回に及ぶ不連続線による雨台風で、西島（工管区調べと考えられる）では連続降雨量一七八ミリを八月四日―五日にわたって記録されている。

○ 昭和二八年の水害 台風一三号来襲

○ 昭和二九年の水害 台風一四号来襲

○ 昭和三年の水害 台風一一号、二二号、二二号来襲

当時の富士川の架橋は木橋が多く、台風のたびに流失され、架橋と流失のいたちごっここの感をていし流木拾いは沿岸各村の年中行事であった。

(4) 昭和三四年の水害 七号・一五号台風の来襲

本町をおそった台風で近年にない大惨害をうけたのは昭和三四年の七号・一五号台風である。

○ 七号台風 台風七号・一五号の進路経過については第一編第二章第三節の気象災害に詳述してあるので参照されたが、俗に七号台風は兩台風の被害、一五号台風は風台風の被害であった。

七号台風発生と同時に町当局をはじめ各地区消防団、隣保組、各種団体など村中総警備態勢にはいった。ちょうど本町は「お盆」で二日ころより降り出した雨は、一三日の夕刻から激しさを増し、一四日午前六時ころ本町通過時をピークにその日の夕方六時沿海州に達して温帯性低気圧となつて衰えていった。

町当局は、町長(笠井忠治)を先頭に、役場職員、町議会議員、農業委員で被害調査班を編成し、各部落別の被害調査にあつた。一方、災害救助対策本部が設置され救助活



昭和34年水害・浸水寸前の西島堤防

動も開始された。

八月一日日朝富士

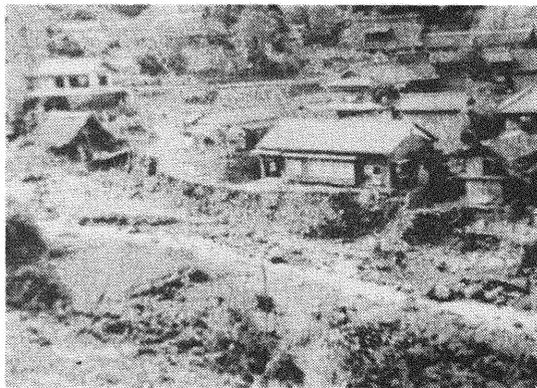
川沿いに北上した台風七号は総額六十億円という本県空前の大損害を残して去つたが、我が中富町も

此の台風の猛威を受け、家屋の流失・倒壊・道路及び橋梁の流失・欠潰・田畑の流失・埋没・崩壊など統出して言語に絶する大被害を受けたので町当局は早急に

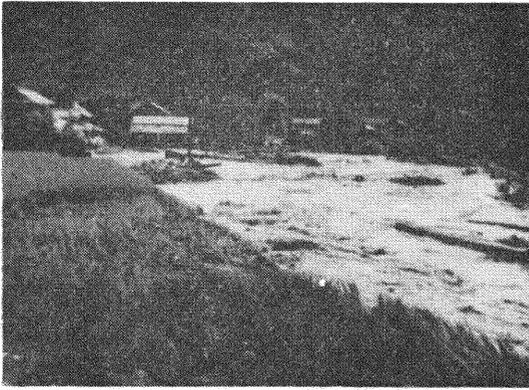
災害対策本部を設けさらに急ぎよ町議会を召集して災害救助対策に全力を傾注している。なお、一方国の災害救助法の適用を受けて、罹災者に対する援護の万全を期しているが、町全域の被害甚大にかんがみ、各地区においてもそれぞれ区長・町議及び各種団体長を中心に災害対策協議会を設置して、左記事項留意の上、その地域と町の災害復旧に住民一般の御協力を御願いします。

記

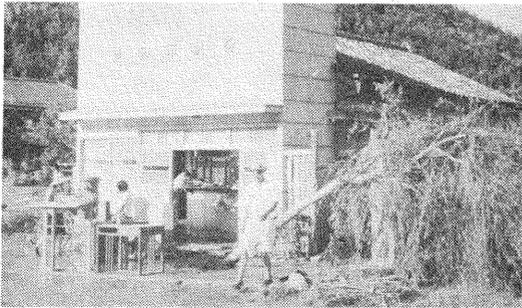
1、地区協議会の会長は区長にすること、但し地域によって合議



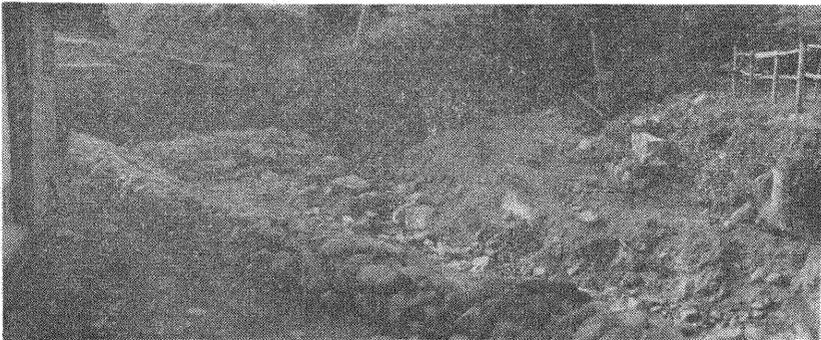
久成診療所付近



夜子沢川河口付近



共和郵便局付近



伊沼・塩川の氾濫

の上代表者を選出するも可

2、災害救助法の適用を受ける罹災者については本部の指示を受けること

3、地域内の道路・橋梁・その他公共施設等の本工事については本部に於て計画樹立するが、緊急を要す応急工事等については地区協議会の決定に基づき、早急実施すること。応急工事資材の経理については明細書を本部に提出すること、尚、資材費の決裁は区長が責任を以って行なう。

資材費の負担につい

ては、地区協議会と対策本部が協議の上決定する

昭和三十四年

八月十六日

町議会議員

中富町長 笠井忠治

各 殿

議 長 幡 野 良 元

八月一七日に前記対策会議が開かれ、翌一八日には議員協議会が開かれて後、弁当持参で全町協議会員による災害地視察が行なわれた。

山梨県災害対策本部長 殿

中富町長 笠 井 忠 治

自衛隊出動要請

について

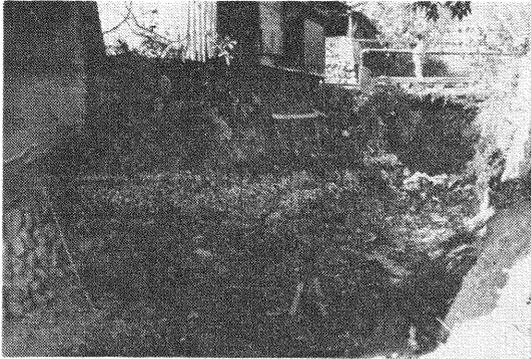
八月十八日

八月十四日朝富士川沿に北上した、七号台風の猛威を受け、中富町全域にわたり空前の大被害を受けましたので左記により自衛隊の出動を要請致しますので御高配を賜り度くお願い申し上げます

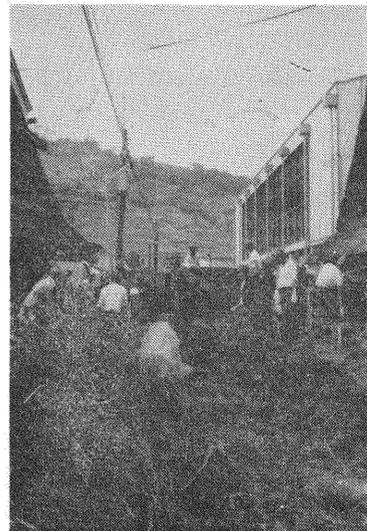
記

一、出動期間

昭和三十四年八月三



飯富・鍛冶屋川の欠壊



自衛隊の復旧活動  
原 中 付 近

十日まで

一、人員数 二〇〇人

一、復旧すべき事業内容

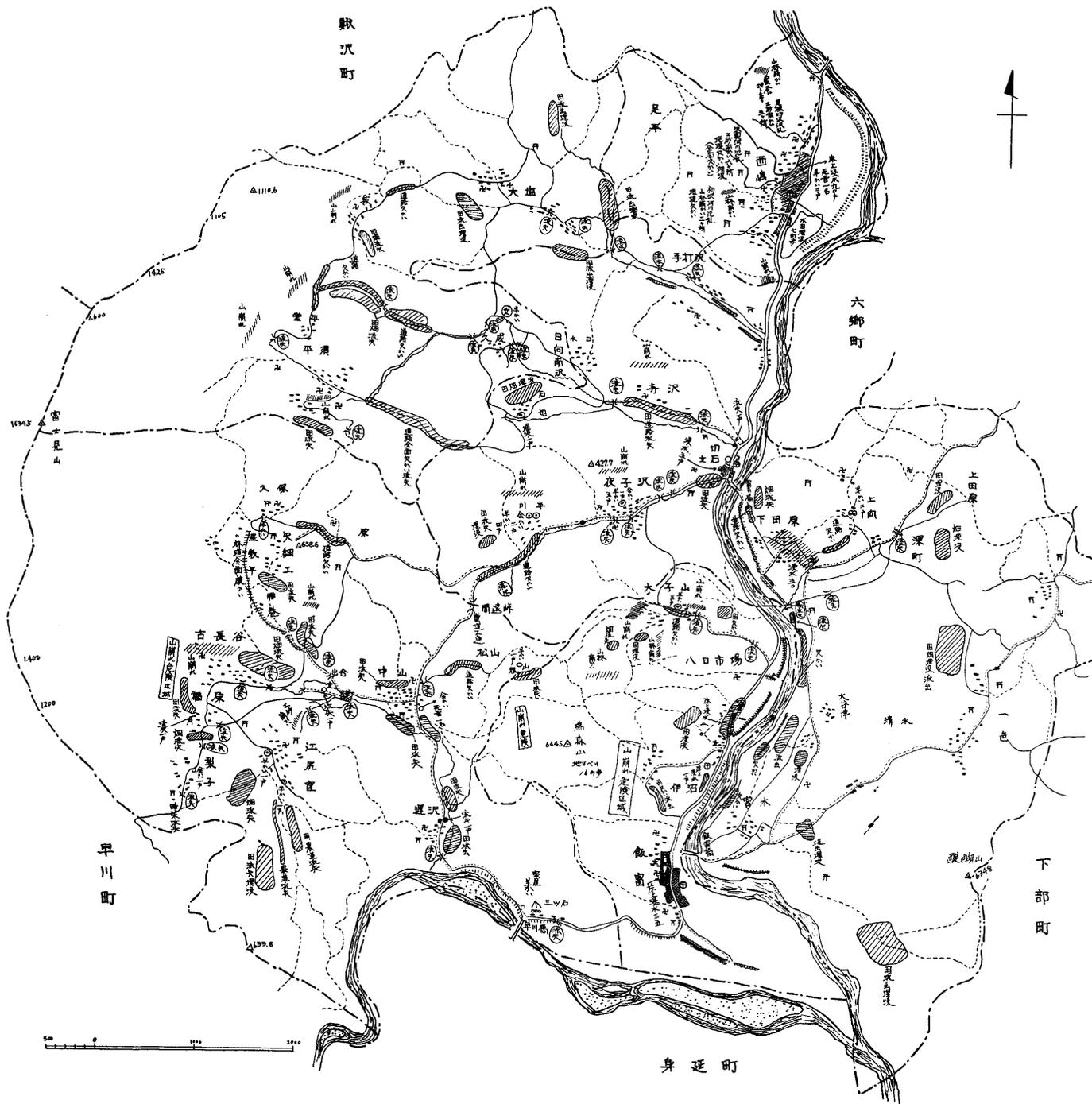
町道路、橋梁等応急工事、寺沢線、夜子沢線、大塩線、曙原線  
一、出動要請の理由

橋梁流失、道路寸断により食糧運搬、その他住民の生活必需品  
資運搬不能のため、道路橋梁の応急工事施工

自衛隊の出動要請により、町民と共に災害復旧に活躍した。いま  
当時の記録をみると

。中央銀行より参百万円の災害復旧対策費の一部を借入れる件につ  
いて議会の決定

。台風の罹災給付について





第三章 災 害

七号台風被害状況種別一覧表  
(8月31日現在)

被 害 種 別	金 額
	円
町 道	67,336,000
橋 梁	15,800,000
農 道	48,613,000
林 道	2,910,000
護 岸	115,415,000
堰 堤	76,189,000
水 路	8,570,000
家 屋	41,400,000
財 商 品	34,999,000
山 林	6,450,000
水 道	4,050,000
農 作 物	115,430,000
学 校 施 設	2,767,550
計	539,929,550

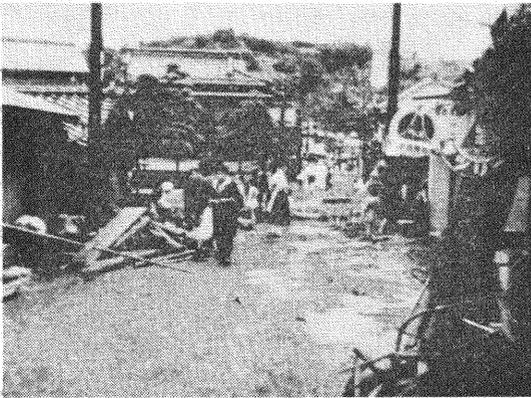
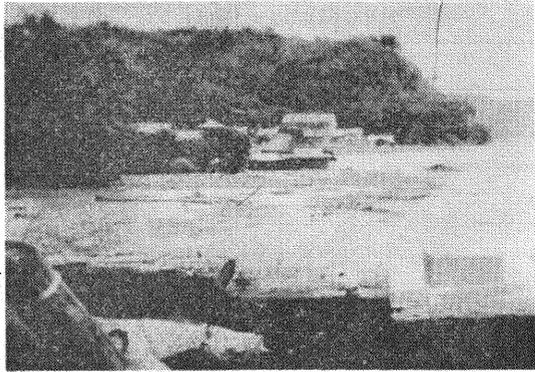
○ 台風七号による中富町被害状況  
 本町の七号台風による被害総額は、五億三千九百万円、死者三名、重軽傷者七名、全壊一七戸、半壊四四戸、その他四九戸、床上浸水二七九戸、床下浸水三六二戸、その他田畑、道路、橋梁等の被害状況は次表のとおりである。

一、住居の倒壊・家財滅失による、浸水による損害被災者。災害復旧応急工事資材の配布について。  
 。第七号台風による災害農家の自作農維持資金借入希望について。  
 。流木拾得者にお知らせ（流木についての警察署の警告文）  
 このように対策本部、自衛隊、町民の不眠不休の復旧作業が行なわれる中で、災害調査も進み、二四日本町の被害調査が完成した。



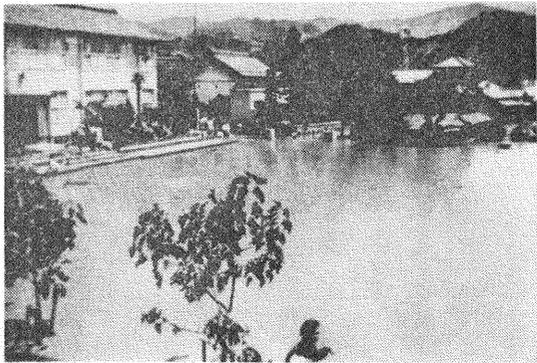
34年災西島地区の災害

34年災 役場付近の災害▶



◀34年災 国道52号線(切石)  
の災害

34年災 西島小学校付近の  
災害 ▶



第三章 災 害

七号台風被害調査表

区分 地区	家屋の被害									人命			家財商品 食糧等流失		山林崩壊		簡易水道					合計														
	流 失	全 壊	半 壊	その他	小 計	浸 土 床 上	水 砂 床 下	及 び 押 込 小 計	合 計	死 者	重 軽 傷 者	合 計	戸 数	金 額	面 積	立 木	取 施 全 壊	水 設 半 壊	配 水 全 壊	池 半 壊	配 水 管 の 流 失		米 送 失													
																								戸	千円	反	石	1	1	1	1	2	3	1	2	3
西 嶋	0	2	1	—	3	96	112	208	211	—	—	—	120	23,699	23.5	120	—	1	1	—	—	—	200	米												
大 須 成	4	5	9	6	24	—	78	78	102	—	1	1	4	800	65.0	700	2	1	3	1	1	2	411	—												
静 川	11	7	21	1	40	14	32	46	91	2	6	8	32	2,800	96.0	570	1	—	1	—	—	—	300	—												
曙 原	5	—	4	3	12	1	38	39	51	1	—	1	18	1,800	85.5	860	2	—	2	—	1	1	210	25												
共 和	3	3	4	19	29	93	62	155	184	—	—	—	35	2,400	15.5	650	1	—	1	—	—	—	8	—												
合 計	—	—	5	15	20	75	40	115	135	—	—	—	25	3,500	54.0	240	—	—	—	—	—	—	—	—												
金 額	23	17	44	44	128	279	362	641	774	千円 41,400			234	34,999	千円 34,999		339.5	3,140	千円 6,450		2,500	1,000	500	50	537,162											

## 七号台風による農作物の被害状況

## 第七編 治安と消防

作物名	種類名	総作付面積	被害面積	被害程度別				収穫皆無面積	被害原因別							被害見込額
				30%以下	31~50%	71~80%	81~100%		流失	埋没	冠水	浸水	倒伏	半倒伏	落果	
				町	町	町	町		町	町	町	町	町	町	町	
主要作物	水陸稲	175.1	111.9	210	20.0	13.0	57.9	57.9	24.4	33.5	48.0	6.0	—	—	—	76,600
	粟	3.5	3.2	0.7	1.5	0.5	0.5	0.5	—	.5	2.7	—	—	—	—	352
	黍	6.0	5.7	0.5	1.7	1.0	2.5	2.3	0.3	2.0	1.4	—	1.5	0.5	—	342
	モロコシ	7.0	6.8	0.5	2.0	1.1	3.2	2.8	0.5	2.3	—	1.0	0.5	—	—	408
	大豆その他	11.0	11.0	1.8	4.0	3.2	2.0	1.6	1.0	3.1	5.3	—	—	—	—	660
果樹	大豆	230.0	200.0	40.0	71.0	40.0	49.0	40.0	—	—	—	—	—	—	—	13,383
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ブドウ	9.4	9.4	0.7	1.2	4.5	3.0	1.0	1.0	棚倒壊による埋没2.0 浸水による土砂沈澱4.0					—	2,782
	柿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の	李	14.0	14.0	2.0	2.5	3.5	6.0	5.0	1.0	1.0	—	2.0	3.0	7.0	重複 3.0	950
	桃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—
	リンゴ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の	胡瓜	5.0	5.0	2.5	0.4	0.5	1.6	0.9	0.5	0.4	1.0	—	1.1	2.0	—	500
	茄子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	トマト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の	茶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	桑	129.0	102.0	15.0	17.0	20.0	50.0	37.0	3.5	16.5	2.0	4.0	45.0	31.0	—	16,078
	コウゾ、三葉藪	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の	藪	9.0	7.5	2.0	1.5	1.5	2.5	0.5	—	0.5	—	—	5.0	2.0	—	3,375
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
													千円			
													被害見込額計	115,430		

第三章 災 害

七号台風による道路、橋梁の被害状況調査

区分 部落名	町 道 の 被 害								橋 梁 の 被 害			農 道 の 被 害						
	箇所数	路側石積		土留石積		欠壊、流失		箇所数	平均		箇所数	路側、土留		欠壊、流失		橋 梁		
		直高	延長	直高	延長	平均幅員	延長		幅員	延長		直高	延長	平均幅員	延長	平均幅員	延長	
		m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	
西 嶋	5	22	38			3	33	1	3	17	14				2	3,803		
大 塩	24	45	115	3	30	3.5	890	8	3.5	123	5	3	10	2	30	2	26	
平 須	9	6	231	6	480	4	231	6	4	65	11	6	110	3	350	2	32	
久 成	19	4	1,814			4	1,044	9	4	129	4	2	90	3	390	2	7	
大 須 成 計	52	5	2,160	45	510	4	2,965	23	4	317	20	4	210	3	770	2	65	
手 打 沢	8	4	200					1	3	7	6			15	350	3	13	
寺沢、日向、南沢	6	2	425			2	100	4	25	46	7	15	200	1	810	2	10	
夜 子 沢	20	4	664			4	210	5	25	56	7	1	50	15	280	25	50	
切 石																		
静 川 計	34	4	1,289			3	310	10	25	109	20	15	250	15	1,440	25	73	
八 日 市 場	7	4	238			2	238	2	6	23	8	3	560	2	560	2	9	
伊 沼	14	1	30	5	211	2	241	2	1	10	18	6	215	1	220	1	20	
飯 富											26	25	830	2	956	2	41	

第七編 治安と消防

原	計	21	4	268	5	211	2	479	4	6	33	52	4	1,605	2	1,736	2	70
矢	細	4	4	150			4	430	2	4	30	16			2	1,310	2	109
古	長	6	6	110			3	550	1	25	7	18	35	100	15	390	15	35
福		3					2	68				2	80	100	15	50	2	3
梨	子	9	20	70	10	50	2	45	4	35	30	2	8	100	15	40		
江	尻	4	23	32			4	40	1	35	5	11	3	150	25	378	2	20
中	山	9	6	60			35	110	5	4	57	4			2	225		
遅	沢	4	12	20			35	65	1	36	13	14	3	20	15	1,110	2	34
曙	計	39	9	442	10	50	3	1,308	14	35	142	67	20	470	2	3,503	2	201
下	田	2					45	65	3	5	12	5			4	90		
宮	木	9			11	105	45	385	1	4	2	1			2	15		
共	和	11			11	105	45	450	4	5	14	6			35	105		
合	計	162	5	4,197	6	876	35	5,595	56	4	632	179	3	2,535	25	10,357	2	409
事	業			千円 31,477		千円 7,884		千円 27,975			千円 15,800			千円 11,407		千円 31,071		千円 6,135

第三章 災 害

七号台風による被害状況調査

区 分 地 区	林 道 の 被 害								護岸の流失、欠壊			堰堤の流失、欠壊			水路の流 失、欠壊		
	箇所 数	路側石積		土留石積		欠壊、流 失、埋没		橋梁流失		箇所 数	平均 直高	延 長	箇所 数	平均 直高	延 長	箇所 数	延 長
		平均 直高	延 長	平均 直高	延 長	平均 幅員	延 長	平均 幅員	延 長								
		m	m	m	m	m	m	m	m		m	m		m	m	m	m
西 嶋										3	5	103		3	48	10	2,224
大 塩										16	3	1,798	57	5	680	7	395
平 須										19	4	1,955	33	5	548		
久 成										13	4	1,490	27	4	685	7	315
大 須 成 計										48	4	5,243	117	4.6	1,913	14	710
手 打 沢										5	3.5	255	6	3.5	90	2	105
寺沢、日向南沢										16	4	1,715	12	3	138	5	227
切 石										12	4	599				1	200
夜 子 沢										7	4	645	19	3.5	295	7	460
静 川 計										40	4	3,214	37	3.5	523	15	992
矢 細 工										8	3	1,410	36	5	1,105	8	711
古 長 谷	9	4	305	7	10	3	12	3	19	6	4	1,785	5	3	64	14	328
福 原・梨 子													1	5	15		

第七編 治安と消防

江 尻 窪												7	3	240									1	3	13	15	360
中 山												9	3	3,950									25	3	580	9	540
遅 沢												9	4	830									9	4	170	4	600
曙 計	9	4	305	7	10	3	12	3	19	39	35	8,215	77	4	1,947	50	2,539										
八 日 市 場												8	3	335	7	3.5	89										
伊 沼												1	3	300	23	4	215	1	15								
飯 富												2	3	48	2	3	11	5	1,460								
原 計												11	3	683	32	3.5	315	6	1,475								
下 田 原												9	3	888											2	70	
宮 木												4	4	890											4	560	
共 和 計												13		1,778											6	630	
総 計	9	4	305	7	10	3	12	3	19	154	4	19,236	271	3.7	4,746	101	8,570										
事 業 費			千円 1,830		千円 105		千円 500		千円 475			千円 115,415			千円 76,189		千円 8,570										

7号台風による町内学校被害状況

S 34.8.14

学 校 名	被 害 状 況		
西 島 小 学 校	校庭全面浸水泥土（便所その他）	円 37,660	円 37,660
大 須 成 小 学 校	教室（2年生教室 音楽教室）52.5坪 水道施設 附帯設備、机、腰掛、下駄箱、図書、 オルガン外 } 校庭及び教室内、土砂整理 防 水 壁	1,578,000 130,000 154,000 110,000 123,000	2,095,000
静 川 小 学 校	水道施設 校舎測溝、屋根ガワラ、ガラス外	130,000 37,450	170,450
曙 小 学 校	水道施設 ガラス、カワラ外	10,000	10,000
原 小 学 校	校庭土砂崩壊 300平方坪 測溝 ガラス戸、ガラス 68枚 カワラ	360,000 20,950	380,950

小学校計 2,694,050

甲 南 中 学 校	自転車置場大破 ガラス外	20,000	20,000
原 中 学 校	校舎床下浸水 運動場浸水（土砂） 実習地田冠水 ガラス戸 カワラ	28,500 15,000	43,500
曙 中 学 校	水道施設、ガラス戸、カワラ外	10,000	10,000

中学校計 73,500

小、中学校合計 2,767,550

以上のように総額五億四千万円近い未曾有の大被害を受け、町民の一日以上の不休の復旧作業の結果一応の整理はついたわけであるが、こうした中で町長は次の挨拶文を町内に回覧し、本格的な復興推進への町民の奮闘と協力を呼びかけたのである。

挨拶

七号台風により空前の大被害を受けた中富町は災害救助法の適用を受けると共にその他国・県の援助および指導の宜しきを得た一方町内各地域の住民各位の熱意と協力によって、今日までに町内主要路線、橋梁、公共施設を始め罹災者の救援等応急措置は一段落の段階に達しました。

このように大災害に遭遇しながらも町民各位がひるむことなく奮然としてけっ起し復旧に寝食を忘れて人間最大の力と熱意を発揮して善処されました町民各位の奮闘努力に対しまして私、本部長として満腔の敬意と感謝の意を表するものであります。

然し町の本格復興はこれからであります。町民各位には此の際さらに一段と意を新にし中富町建設のため御奮闘御協力下さるよう重ねてお願い申し上げます。

追って中富町災害対策本部を解消し改めて中富町災害改良復興推進本部を設置して復興に努力致したいと存じますので御了承の上地域住民に此の旨周知下さるよう御願ひ申し上げます。

中富町改良復興推進本部長 笠井忠治  
町議会議員  
連絡主任・連絡員 殿

○ 台風一五号（伊勢湾台風）

台風七号被害の本格的復興に乗り出した本町に、一か月後に再び襲ったのが台風一五号である。

九月二〇日マリアナ東方洋上にあった熱帯性低気圧がだんだん発達し最低気圧八九四<sup>ミリ</sup>の超大型台風となった。最大風速七〇―七五<sup>ノット</sup>、暴風半径は三〇〇<sup>キロ</sup>で北上し、九月二六日の夕方潮岬西方一五<sup>キロ</sup>付近に上陸した。上陸後最大風速五〇<sup>ノット</sup>、暴風圏の半径二四〇<sup>キロ</sup>、毎時六〇<sup>キロ</sup>の早い速度で紀伊半島を縦断し、二七日〇時には富山市付近から日本海に抜け、再び東北地方を横断して太平洋に抜け、根室の東方洋上で温帯性低気圧となり、一〇月二日にハワイ諸島の地方で消滅した。（未曾川の氾濫、伊勢湾の高潮等により、伊勢湾を中心に被害が多かったので、伊勢湾台風と名付けられた）

この台風の特徴は、気圧が低かったことで本土における最低気圧では第二位である。また暴風圏の広い超大型台風で中心が山梨県から二〇〇<sup>キロ</sup>も離れて通過したにもかかわらず、甲府で平均風速二九・八<sup>ノット</sup>、瞬間最大風速三七・二<sup>ノット</sup>の風台風であった。

雨量は、東部山岳地帯、郡内地方で三〇〇<sup>ミリ</sup>、西部山岳地帯、早川流域が特に多く、御殿山四三九<sup>ミリ</sup>、雨畑四八七<sup>ミリ</sup>を記録し、本町の富士見山付近でも四〇〇<sup>ミリ</sup>の降雨があった。

このため、本町も多大の被害をうけ、風により屋根を吹きとばされたり、倒壊した家屋が続出した。七号台風で応急工事をした、道路や橋梁の流失、欠潰、田用水の取入口、用水路の欠潰、また、山崩れ、堤防欠潰等惨たんたる被害であった。

特に、谷川筋では土砂流失のため河床が下り堀井戸の水が枯渇

し、沢筋の湧水を飲料水として利用した地域もあった。なかでも寺沢川の流域はほとんどの堀井戸が枯渇した。現在の寺沢・水口水道はこの年に計画し、昭和三十七年度に完成したものである。

こうした状況の中で、災害復旧に立ち上がる町当局は、

陳 情 書

去る八月十四日の七号台風により、我が中富町は被害総額五億参千九百万円以上の大被害を蒙りました。そしてこの災害復旧に当っては町の行財政の全力と住民打って一丸となり強固なる協力態勢を確立して漸く復興の第一歩を踏み出した折柄、またしても十五号台風による大災害の追うちを受けました。

このため、九号台風以来数百万円の資金と数千人の労力と汗によって築いた道路、橋梁その他の応急施設も一瞬にして空しく水泡に來し本町は全く災害の二重苦にあえいでいる状態であります。再建団体なるが故にその苦しみは一しお深いものがあります。この際国県に於いてはかかる貧弱町村の苦難を御賢察の上災害万般に亘り復興の方途を速かに決定し本町全町民が災害に負けることなく、希望をもって生産と再建に精進できるよう全面的な援助措置を講ぜられ度く左記により特に御願ひ致し陳情致します。

記

- 一、公共土木施設災害復旧は全工事（金拾万円以下の工事も含む）を国庫補助金の対象とすること。
- 一、農地農業用施設・公共建物等の災害復旧も前項に同じ。
- 一、補助災害に対する町負担分、並に町単独工事、其の他災害復

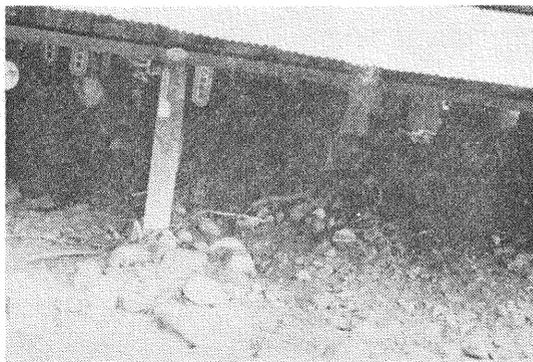
当時の罹災者の救助についてみると次のような措置がとられている。

旧に要する町負担額の起債申請額は全額承認する事。

昭和三四年九月二八日

山梨県南巨摩郡中富町長 笠井忠治

- 一、応急仮設住宅建設  
第七号台風 一六戸
- 第一五号台風 一七戸
- 一、住宅応急修理実施  
第七号 一三戸
- 第一五号 六四戸
- 一、炊出しその他による食品給与  
第七号 八、二七三人  
金額四六三、六五〇円
- 第一五号 七六、七四人  
金額三八三、七〇〇円
- 一、学用品の給与  
第七号 四〇二人  
金額 二九、二一三円
- 第一五号 三三六人  
金額 二〇、三一〇円
- 一、被服・寝具・その



昭和 34 年 災 害

第七編 治安と消防

被害状況調

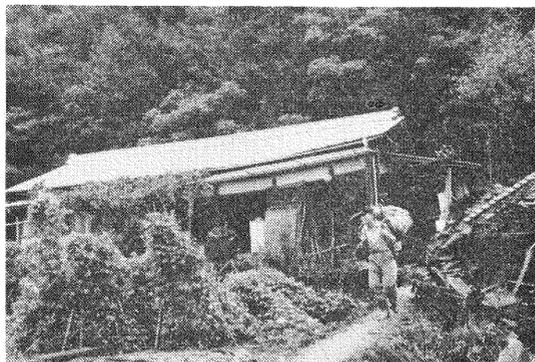
7号台風 15号台風

1	罹 災 者		3,469人	1,279人		
2	人的被害	死 者	4	—		
3		行 方 不 明	—	—		
4		負 傷	重 傷	2	2	
5			軽 傷	5	2	
6			合 計	7	4	
7		住 家 の 被 害	全壊焼	戸 数	21戸	49
8	人 員			86人	220	
9	流 失		戸 数	11戸	1	
10			人 員	41人	3	
11	半壊焼		戸 数	30戸	214	
12			人 員	138人	1,048	
13	浸 水		床 上	戸 数	332戸	—
14				人 員	1,688人	—
15			床 下	戸 数	301戸	2
16				人 員	1,505人	8
17	合 計		戸 数	695戸	266	
18			人 員	3,458人	1,279	
19	非住家被害		20	33		
20	田畑の被害		田	流失・埋没	58町歩	10町歩
21				冠 水	48	4
22			畑	流失・埋没	51	1
23				冠 水	33	1
24			合 計		190	16
25		道 路 欠 壊		132ヶ所	33ヶ所	
26	橋 梁 流 失		27	4		
27	堤 防 欠 壊		6	—		
28	鉄 道 不 通		—	—		

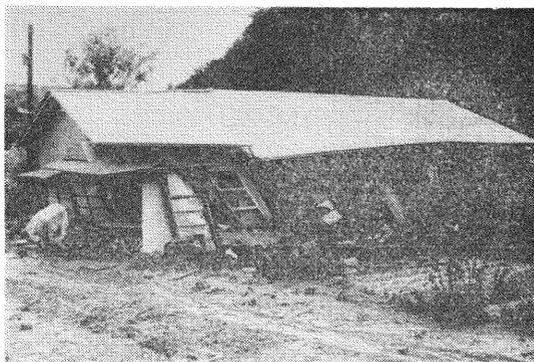
他生活必需品の給与  
 第七号台風 換算金額 六〇一、一八五円  
 第一五号台風 換算金額 七九八、八八一円  
 また、罹災者に対しては、住宅金融公庫から住宅資金の貸出しも  
 行なわれ、更に、被害者に対する町民税の減免、土地に対する固定  
 資産税の減免、家屋に対する固定資産税の減免、償却資産に対する  
 固定資産税の減免が町条例により行なわれた。  
 下表は本町の一五号台風による被害状況である。

第 15 号 台  
 風被害状況種別一覧表

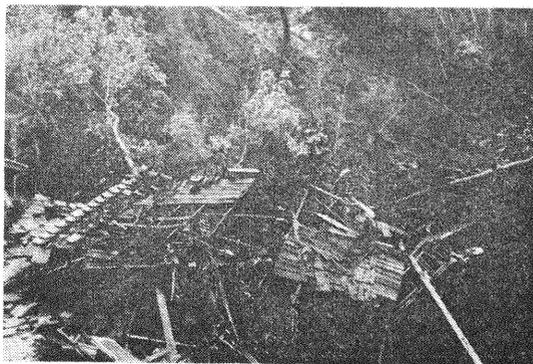
被害種別	被害金額
住 家	45,400,000
非 住 家	100,000
小・中学校	1,713,000
町 道	1,493,000
橋 梁	632,000
農 作 物	43,110,000
農 道	2,468,000
水 路	3,640,000
護 岸	10,200,000
計	108,756,000



寺沢雁木の倒壊家屋



同 上



寺沢雁木—山崩れて死者を出した倒壊家屋

(5) 昭和四一年の水害 二六号台風

「災害は忘れるころにやって来る」昭和三四年八月、九月の台風以後これという台風もなく災害復旧工事は順調に進み平和な中富の町づくりが力強く進められて六年目、昭和四一（一九六六）年九月二三日―二五日、またまた台風の来襲があり、本町に大きな被害をもたらした。

二六号台風は風速四〇キ―六〇キの早さで、二五日午前一時頃本県南部にはいり、富士山西側から本町をかすめ、通過時間二時間の短時間であったが、一時間に一〇〇ミの降りという集中豪雨に見舞われた、特に小河川の氾濫、山崩れの被害が大きかった。また、三四年に続いて二名の尊い人命をうばわれた。南都留郡足和田村の大被害（死者六三名）もこの時の台風である。

第七編 治安と消防

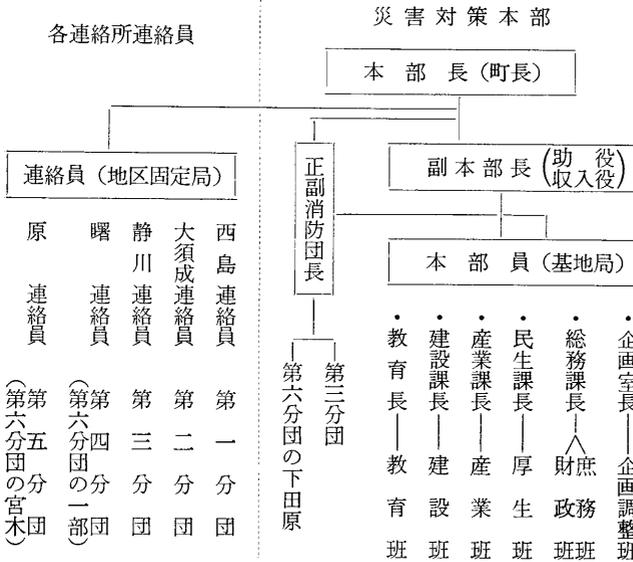
昭和41年26号台風状況

項	目	被 害 数	被 害 金 額	
人 的 被 害	死	2 人		
	重 傷 者	2 "		
	軽 傷 者	5 "		
住 家 被 害	全 壊	13 戸	19,500千円	
	半 壊	64 "	28,800	
	床上 浸水	76 "	24,500	
	床下 浸水	333 "	16,650	
	一部 損壊	51 "	2,550	
非 住 家	全 壊	68 棟	20,100	
	半 壊	50 棟	6,500	
学 校 被 害	一 部 破 損	2 校	670	
公 共 建 物	一 部 破 損	2 棟	350	
土 木 被 害	河 川	51箇所	145,000	
	砂 防	50 "	120,000	
	道 路	98 "	103,100	
	橋 梁	15 "	30,100	
	小 計		398,200	
農 業 被 害	農 作 物	308.5 畝	18,930	
	田 圃 {	流 失 埋 没	21.0 "	24,500
		冠 水	46.0 "	—
		流 失 埋 没	8.1 "	6,500
	畑 圃 {	冠 水	12.0 "	—
		農 業 用 施 設	162箇所	300,500
	そ の 他	—	15,500	
小 計		365,930		
林 業 被 害	林 業 用 施 設	3箇所	500	
	林 産 物	12 "	500	
		137 件	122,000	
	小 計		123,000	
そ の 他 商 工 関 係			12,000	
被 害 総 額			1,006,750千円	

災害対策本部の組織

第三節 町の水防体制

中富町台風来襲時の災害対策本部の組織計画



各係の業務

各担当課長は、その業務に必要な職員を本部員として他の職員は出身地区の連絡員とし、地区の災害対策を行なうこと（静川地区職員は本部員とする）

- ・ 企画調整班 災害対策総合調整、防災会議に関すること。
- ・ 庶務班 災害対策本部に関すること、南巨摩地方県民室等災害状況報告に関すること、消防団等に関すること、被害状況総合集計。
- ・ 財政班 災害応急物資の調達予算に関すること、部内連絡調整に関すること、被害状況報告集計。
- ・ 厚生班 災害救助法に関すること、人命、家屋等被害状況、救助対策、保健衛生に関すること。
- ・ 産業班 耕地農業施設災害状況、農林産物の被害状況調査並に応急対策に関すること。
- ・ 建設班 町道、河川、治山町営住宅等の被害状況調査及び応急対策に関すること。
- ・ 教育班 教育関係施設、児童・生徒等の被害状況調査及び応急対策に関すること。
- ・ 第三分団 静川地区災害状況調査並に応急対策、救援活動等各部落区長と連絡を密にして対策を行なう。
- ・ 第一分団 西島地区 右に同じ
- ・ 第二分団 大須成地区 右に同じ
- ・ 第四分団 曙地区 右に同じ
- ・ 第五分団 原・宮木地区 右に同じ

防災対策

一、第一・第二・第三配備態勢が発令された場合は災害対策本部の組織計画および業務分担計画に基き左記により防災対策に応ずるものとする。

(第一配備下の活動)

二、第一配備下における活動の要領はおおむね次の通りとする。

(1) 各課長は本部室に参集し相互に情報を交換し、情勢に対応する措置を検討する。

(2) 各課長は、情勢又は連絡に即応して、随時所属職員に対し必要な指示を行なう。

(3) 配備につく職員の人数は、状況により各課長において増減する。

(第二配備下の活動)

三、第二配備下における活動の要領はおおむね次のとおりとする。

(1) 本部員は、本部に参集し、情勢に対応



水防訓練

する措置を講ずる。

(2) 配備につく職員の人数は、状況により各課長において増減する。

(第三配備発令後の活動)

四、第三配備が発令された後は各課長は、災害対策活動に全力を集中するものとする。

(非常参集)

五、災害対策に関係のある課および班の職員は、勤務時間外および休日において災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがあることをしつたときは、以後の状況の推移に注意し、所属の課または班と連絡をとり、必要がある場合は所定の場所に参集するものとする。

(連絡員の活動)

六、各地区連絡員は第二および第三配備体制が発令されたときは、各連絡所に常駐し、本部との連絡にあたるとともに地区の各部落の長、消防団分団長と連絡を密にし、災害に即応した対策を行なうと共に被害報告を速かに本部に行なうものとする。

(部落の長の活動)

七、各部落の長は、各地区連絡員ならびに消防団との連絡を密にし災害に即応した対策を講じ、地区民の指揮監督、災害の防除、救助に当たり、被害状況を随時、地区連絡員に報告する。

八、関係ある課長および班長ならびに連絡員は別紙に定めるところにより、被害状況等を報告するものとする。

(消防団の活動)

九、消防団は各分団を単位として、災害対策本部、団長、ならびに各連絡員と緊密なる連絡をとり、災害に応じた対策活動を行なう。と共に本部に被害状況、措置を報告するものとする。状況に応じ本部より特別の指示を直接行なうことがある。

別表 配 備 基 準

中富町災害対策本部

種 別	配 備 の 内 容	配 備 時 期	配 備 の 要 領
第一配備	情報連絡活動のため、庶務、連絡調査、各係の少数人員であたるもので、係の二分の一位の人員とし状況により第二及び第三配備情勢の円滑に移行できる態勢とする。	一、大雨台風期に次の各注意報の一年以上が県下に発表されたとき。 一、大雨注意報 二、暴風注意報 三、洪水注意報 二、その他必要により本部長が配備を指令したとき。	一、連絡係は土木事務所及び県民室からの情報を処理し各係に連絡する。 二、調査係は情報化により各河川の水位雨量等の情報を収集する。
第二配備	所要人員の約半数の人員であたるもので事態の推移に伴い、速かに第三配備態勢とする。	一、大雨台風期に次の各警報の一年以上が県下に発表されたとき。 一、大雨警報 二、暴風警報 三、洪水警報 二、その他必要により本部長が配備を指令したとき。	一、各係は情報の収集を強化すること。 二、各係長は状況に応じて逐次本部長に報告すること。
第三配備	所要人員全員をもってあたるもので状況により直ちに必要な活動が出来る完全なる態勢とする。	一、災害が発生したとき。 二、本部長が配備を指令したとき。	一、災害活動に全力を集中する。 二、各係長は状況に応じ逐次本部長に報告する。 三、連絡係は土木事務所、県民室に災害の報告を逐次行なう。

備考 一、災害の規模及び特性に応じこの基準によりがたいと認めたときは臨機応変の配備態勢を整えること。





第七編 治安と消防

	曙川	富士川	早川	富士川	河川名
〃	単独	〃	〃	国庫	補非の別
	2.0	〃	〃	10.0坪	坪数
大塩地内	中山地内	西島地内	飯富地内	切石地内	位置
〃	43年度	34年度	27年度	30年度	建年 設度
—	—	21	15	54	土器 木具ケ
—	—	2	3	9	鋸 鈍ケ
—	—	3	—	4	照明器ケ
1	1	10	—	—	その他
—	—	10	—	100	木 材本
100	100	300	360	900	空 俵ケ
—	—	—	30	—	蕨 枚
2	2	4	5	10	繩 束
10	10	28	20	36	蛇 籠本
50	50	100	100	225	鉄 線K

水防倉庫設置場所及び備蓄資材一覧

備品・資材

次に、中富町水防協議会条例をあげよう。



中富町水防協議会条例

水 防 訓 練

〔条例の目的〕

第一条 水防法（昭和二十四年六月法律第一九三号）第二十六条第五項の規定による中富町水防協議会（以下協議会という）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

〔会長の職務〕

第一条 会長は会務を処理し協議会を代表する。

二、会長は会議を招集しその議長となる。

三、会長事故あるときは会長の指名する委員がその職務を代理する。

〔委員の任期〕

第三条 関係行政機関の職員のうちから命ぜられた委員の任期は当

該職にある期間としその他の委員の任期は二年とする。

但し補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

二、会長に於いて特別の事情があると認めたときは前項の規定に拘らず、その任期中においてもこれを免じまたは解職することができる。

〔協議会〕

第四条 協議会は委員の三分の一以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

二、協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし可否多数のときは議長の決するところによる。

〔幹事及び書記〕

第五条 協議会に幹事及び書記各々若干人をおき会長が命じまた委嘱する。

二、幹事は会長の命を受け庶務を処理する。

三、書記は上司の命を受け庶務に従事する。

〔会長の定める事項〕

第六条 この条例に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は公布の日より施行する。

